

資料 3 - 4
2035年度、2040年度排出削減目標に
関する対策・施策の一覧（案）

番号	1	担当府省庁	経済産業省等
部門	エネルギー起源二酸化炭素	対策・施策の名称	産業部門における更なる排出削減の取組
枝番号	1-1		
対策・施策の内容	2040年に向けては、徹底した省エネの推進に加え、製造業を中心に、熱需要や製造プロセスそのものの転換が必要となるため、再生可能エネルギーや原子力などの脱炭素電源や水素等の脱炭素エネルギーの供給サイドの取組と併せて、燃料転換や電化、非化石転換を大胆に進めていく必要がある。 特に、エネルギー多消費産業を中心として、製造プロセス転換に伴う生産設備等が高額になることや、既存設備の耐久年数を考慮した設備の入替えのタイミング、省エネ技術が向上している中で長年活用を続けている工作機械をはじめとする生産設備等の省エネ性能の相対的な劣化、生産設備以外にも受電設備や配管等の脱炭素に向けたインフラの整備も必要となること、などを考慮した上で、我が国の産業競争力強化につながるよう官民一体となって取組を進めていく必要がある。工場等での先端設備への更新や、地域で中小企業等の省エネを支援する体制の充実、DXやAIの進展も踏まえたデジタル技術の活用促進などにより、徹底した省エネを推進し、加えて、燃料転換や電化、非化石転換を大胆に進めていく必要がある。		
国の施策	・設備更新への投資促進 ・省エネ等に関する中小企業への助言体制の構築 ・デジタル技術の活用推進 ・地域で中小企業の省エネ等を支援する体制の構築 等		
地方公共団体が実施することが期待される施策例	エネルギー基本計画等を踏まえて必要な施策の具体化、省エネ・非化石転換・脱炭素に向けた機運の醸成、人材の裾野の拡大など		
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	・省エネ法 ・GX-ETS 等 ・その他エネルギー基本計画等を踏まえて、必要な施策の具体化を進める。		
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	省エネ法のトップランナー制度やベンチマーク制度等について、事業者の取組状況なども踏まえつつ、対象指標等について継続して見直しを行う。また、高効率機器の導入や工場等全体での大幅な省エネ・電化・非化石転換等を後押しするため、設備更新の支援等を検討する。加えて、脱炭素に向けた潜在的なニーズを掘り起こすための省エネ診断や、技術開発等に対する支援を行っていく。更に、デジタル技術を活用した操業の最適化などの後押しや、省エネ法に基づく定期報告について情報を積極的に開示する事業者の拡大等に取り組んでいく。今後、更なる省エネのためには非連続的な技術開発・取組強化も必要となるため、高効率機器・デジタル技術等のイノベーションを促進していく。 我が国の温室効果ガス排出量の1～2割を占めるとされる中小企業にとってGXの取組は、光熱費・燃料費の低減や自社製品のブランド強化、取引先の拡充などのメリットも見込まれ、また、中小企業にとって脱炭素の取り組みの第一歩は省エネであることが多く、省エネを契機とした脱炭素に向けた取り組みを進めていく。		
対策・施策の実施に関する目標	エネルギー起源CO ₂ 全体で、2040年度に約360～370百万t-CO ₂ の排出削減量を見込む。		

番号	2	担当府省庁	経済産業省等
部門	エネルギー起源二酸化炭素	対策・施策の名称	業務その他部門における更なる排出削減の取組

枝番号	2-1
対策・施策の内容	建築物は一度建築されると長期ストックとなる性質上、速やかに省エネルギー性能の向上を進めるとともに、非化石転換やDRも推進していく必要がある。2050年にストック平均でのZEB基準の水準の省エネ性能の確保を、これに至る2030年度以降に新築される建築物はZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保等を目指し、省エネ性能の向上及び再生可能エネルギーの導入拡大、非化石転換やDRの促進等を進めていく。
国の施策	・建築物に関し省エネ性能の向上及び再生可能エネルギーの導入拡大 ・設備更新への投資促進 ・省エネ等に関する中小企業への助言体制の構築 ・デジタル技術の活用推進 ・地域で中小企業の省エネ等を支援する体制の構築 等
地方公共団体が実施することが期待される施策例	エネルギー基本計画等を踏まえて必要な施策の具体化、省エネ・非化石転換・脱炭素に向けた機運の醸成、人材の裾野の拡大など
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	・建築物省エネ法 ・省エネ法 等 ・その他エネルギー基本計画等を踏まえて、必要な施策の具体化を進める
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	建築物省エネ法などの規制と支援措置を一体的に活用しながら、省エネ性能の向上及び再生可能エネルギーの導入拡大を進めていく。規制・制度の在り方については、目標と整合するよう、建築物における省エネ基準の段階的な水準の引上げを遅くとも2030年度までに実施する。支援措置について、これらの規制や制度による手法と併せて、既存建築物の省エネを進めるため、断熱窓への改修や高効率給湯器の導入も含めた建築物の省エネ改修等の支援について検討する。今後、更なる省エネのためには非連続的な技術開発・取組強化も必要となるため、高効率機器・デジタル技術等のイノベーションを促進していく。
対策・施策の実施に関する目標	エネルギー起源CO ₂ 全体で、2040年度に約360～370百万t-CO ₂ の排出削減量を見込む。

番号	3	担当府省庁	経済産業省等
部門	エネルギー起源二酸化炭素	対策・施策の名称	家庭部門における更なる排出削減の取組

枝番号	3-1
対策・施策の内容	住宅は一度建築されると長期ストックとなる性質上、速やかに省エネルギー性能の向上を進めるとともに、非化石転換やDRも推進していく必要がある。2050年にストック平均でのZEH基準の水準の省エネ性能の確保を、これに至る2030年度以降に新築される住宅はZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保等を目指し、省エネ性能の向上及び再生可能エネルギーの導入拡大、非化石転換やDRの促進等を進めていく。
国の施策	規制と支援措置を一体的に活用しながら、住宅について省エネ性能の向上及び再生可能エネルギーの導入拡大を進めていく。
地方公共団体が実施することが期待される施策例	エネルギー基本計画等を踏まえて必要な施策の具体化、省エネ・非化石転換・脱炭素に向けた機運の醸成など
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	・建築物省エネ法 ・省エネ法 等 ・その他エネルギー基本計画等を踏まえて、必要な施策の具体化を進める
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	規制・制度の在り方については、目標と整合するよう、住宅における省エネ基準の段階的な水準の引上げを遅くとも2030年度までに実施する。エネルギー収支が正味ゼロとなることを目指す「ZEH」についても、今後は更なるゼロ・エネルギーかを進める観点から、省エネ性能の大幅な引上げを実施するとともに、自家消費型太陽光発電の促進を行うよう、その定義を見直す等を実施する。支援措置について、こうした規制や制度による手法と併せて、高い省エネ性能等を有する住宅などの導入に対する支援や、既存住宅・建築物の省エネを進めるため、断熱窓への改修や高効率給湯器の導入も含めた住宅の省エネ改修の支援などを検討する。今後、更なる省エネのためには非連続的な技術開発・取組強化も必要となるため、高効率機器・デジタル技術等のイノベーションを促進していく。
対策・施策の実施に関する目標	エネルギー起源CO ₂ 全体で、2040年度に約360～370百万t-CO ₂ の排出削減量を見込む。

番号	4	担当府省庁	経済産業省等
部門	エネルギー起源二酸化炭素	対策・施策の名称	運輸部門における更なる排出削減の取組

枝番号	4-1
対策・施策の内容	自動車については、カーボンニュートラルに向け、多様な選択肢を追求し、2050年に自動車のライフサイクルを通じたCO ₂ 排出ゼロを目指す。また、物流分野におけるエネルギー効率の向上、航空・港湾・海運分野における次世代燃料の活用などの取組を進めていく。
国の施策	・電動車の導入拡大、充電インフラや水素ステーションの整備を進める。 ・蓄電池の国内製造基盤の確保や、技術開発を進める。 ・液体燃料の低炭素化・脱炭素化を進める。 ・自動車の燃費向上等を図る。 ・新たなモーダルシフトや物流施設等の脱炭素化を進める。 ・船舶・航空・港湾分野における次世代燃料の活用を進める。
地方公共団体が実施することが期待される施策例	エネルギー基本計画等を踏まえて必要な施策の具体化、省エネ・非化石転換・脱炭素に向けた機運の醸成など
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	・省エネ法 ・GX-ETS 等 ・その他エネルギー基本計画等を踏まえて、必要な施策の具体化を進める
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	・自動車分野については、電動車の導入支援、充電インフラや水素充てん設備の整備支援、蓄電池の国内製造基盤の確保や技術開発支援、燃料の低炭素化・脱炭素化に向けたバイオ燃料・合成燃料の活用、燃費向上等を図るための燃費基準の検討 ・物流分野については、新たなモーダルシフトや物流施設等の脱炭素化 ・船舶分野については、ゼロエミッション船等の国内生産体制の整備支援 ・航空分野については、持続可能な航空燃料（SAF）の導入促進、管制の高度化による運航方式の改善 ・港湾分野については、水素を燃料とする荷役機械の導入の促進や、脱炭素化の取組状況を客観的に評価する認証制度の活用 ・今後、更なる省エネのためには非連続的な技術開発・取組強化も必要となるため、高効率機器・デジタル技術等のイノベーションを促進していく。
対策・施策の実施に関する目標	エネルギー起源CO ₂ 全体で、2040年度に約360～370百万t-CO ₂ の排出削減量を見込む。

番号	5	担当府省庁	経済産業省
部門	エネルギー起源二酸化炭素	対策・施策の名称	エネルギー転換部門における更なる排出削減の取組
枝番号	5-1		
対策・施策の内容	再生可能エネルギーの最大限導入、安全性の確保を大前提にした原子力の活用、火力の脱炭素化等を通じた脱炭素電源の拡大、次世代電力ネットワークの構築を推進するとともに、水素等、CCUSの活用を進める。あわせて、石油精製等の脱炭素化を進める。		
国の施策	・脱炭素電源への投資回収の予見性を高める取組を進めるとともに、個別電源ごとに固有の課題に対する対応策の具体化を進める。 ・次世代電力ネットワークの構築を図る。 ・水素等、CCUSの研究開発、社会実装を進める。 ・石油業界における低炭素社会の実現を推進する。		
地方公共団体が実施することが期待される施策例	エネルギー基本計画等を踏まえて、必要な施策の具体化を進める。		
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	・FIT・FIP制度 ・省エネ法・高度化法 ・水素の価格差に着目した支援 ・GX-ETS 等 ・その他エネルギー基本計画等を踏まえて、必要な施策の具体化を進める。		
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	・脱炭素電源への投資回収の予見性を高めるべく、事業環境整備及びファイナンス整備を進める。 ・地域との共生と国民負担の抑制を図りながら、再生可能エネルギーの最大限の導入を推進する。 ・原子力について、安全性の確保を大前提に必要な規模を持続的に活用するべく、不断の安全性の追求、立地地域との共生・国民各層とのコミュニケーション、バックエンドプロセスの加速化、既設炉の最大限活用、次世代革新炉の開発・設置、持続的な活用への環境整備、サプライチェーン・人材の維持・強化、国際的な共通課題の解決の貢献に向けて、前面に立って責務を果たしていく。 ・トランジション手段としてLNG火力を活用するとともに、水素・アンモニア、CCUS等を活用した火力の脱炭素化を進め、非効率な石炭火力のフェードアウトを促進する。 ・地域間連系線の整備や地内基幹系統等の増強を進めるとともに、調整力を確保し、系統・需給運用の高度化を進める。 ・脱炭素化が難しい分野において、水素等・CCUSの活用を進める。 ・クリーンな石油精製プロセスに向けて、省エネルギー対策を一層進めるとともに、CO₂フリー水素の活用など、製油所の脱炭素化の取組を進める。		
対策・施策の実施に関する目標	エネルギー起源CO ₂ 全体で、2040年度に約360～370百万t-CO ₂ の排出削減量を見込む。		

番号	6	担当府省庁	経済産業省
部門	非エネルギー起源二酸化炭素	対策・施策の名称	混合セメントの利用拡大
枝番号	6-1		
対策・施策の内容	セメントの中間製品であるクリンカに高炉スラグ等を混合したセメントの生産割合・利用を拡大する。また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）に基づく率先利用の推進により、国等が行う公共工事において混合セメントの率先利用を図ることで利用拡大を推進する。		
国の施策	・国等によるグリーン購入法による利用の促進（公共工事の中で使用を促進すべき資材として混合セメントを指定しているところ） ・都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）による利用の促進（低炭素建築物の認定基準の項目における選択的項目の1つに高炉セメント又はフライアッシュセメントの使用を規定） ・J-クレジット方法論への追加 ・混合セメント普及拡大方策に関する調査事業の実施		
地方公共団体が実施することが期待される施策例	・リサイクル製品認定制度等による混合セメントの利用拡大 ・建築物の環境性能評価制度等への混合セメントの組み込みほか混合セメントの普及拡大に資する基盤整備		
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	①国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法） ②都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法） ③J-クレジット制度		
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	①公共工事で使用を促進すべき環境物品として混合セメントを指定している ②低炭素建築物の認定基準の項目における選択的項目として、混合セメントである高炉セメント又はフライアッシュセメントの使用が挙げられている ③「ポルトランドセメント配合量の少ないコンクリートの打設」を新規方法論として承認。建築物において産業副産物（高炉スラグ等）等の配合率を高めたコンクリートを打設することによる二酸化炭素排出削減活動を支援		
対策・施策の実施に関する目標	混合セメント生産量/全セメント生産量（％）を対策評価指標とし、2040年度に25.7％を見込む。これにより、2040年度に38.8万t-CO ₂ の排出削減を見込む。		

番号	7	担当府省庁	環境省
部門	非エネルギー起源 二酸化炭素	対策・施策 の名称	廃棄物焼却量の削減
枝番号	7-1		
対策・施策の内容	廃プラスチックのリサイクルの促進及びバイオマスプラスチック類の普及		
国の施策	・廃棄物処理施設整備計画に定める目標の達成に向けた取組 ・廃棄物処理法に基づく基本方針に定める目標の達成に向けた3Rの推進の取組 ・個別リサイクル法に基づく措置の実施 ・廃棄物処理部門における温室効果ガス排出抑制等指針に基づく取組 ・一般廃棄物処理施設整備の支援 ・市町村等における一般廃棄物処理有料化や分別収集等に係るガイドラインの普及 ・グリーン購入法に基づく廃棄物の発生抑制に資する物品等の率優先的購入 ・産業廃棄物処理事業者による低炭素社会実行計画の推進を多面的に支援 ・廃棄物処理事業者によるリサイクル設備導入への支援 ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく措置の実施 ・マテリアルリサイクルが困難等の理由で焼却せざるを得ないプラスチック製品について、バイオマスプラスチックの導入促進策を検討し、普及を推進・支援		
地方公共団体が実施することが期待される施策例	・廃プラスチック等の廃棄物について、排出を抑制し、また、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の分別収集・リサイクル等による再生利用を推進することにより、焼却量を削減 ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく措置の実施 ・バイオマスプラスチックを域内に普及させる施策等を推進する ・自らが物品等を調達する際、バイオマスプラスチック製品を優先的に導入する		
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	・廃プラスチックのリサイクルの促進 ・バイオマスプラスチック類の普及		
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	・民間事業者：プラスチック容器包装のリデュース及び廃プラスチックのリサイクルの促進により焼却量を削減する。商品や包装に使用するプラスチックにバイオマスプラスチックを導入する ・消費者：商品を購入する際、バイオマスプラスチックを使用した製品（認証を取得した商品）を優先的に選択する ・地方公共団体：廃プラスチック等の廃棄物について、排出を抑制し、また、再生利用を推進することにより、焼却量を削減する。バイオマスプラスチックを域内に普及させる施策等を推進する		
対策・施策の実施に関する目標	石油由来の廃プラスチックの焼却量（乾燥ベース）（単位：万t）を対策評価指標とし、 2035年度に407.7万t、 2040年度に271.8万t を見込む。これにより、 2035年度に708.6万t-CO₂、 2040年度に1,091.3万t-CO₂ の排出削減を見込む。		

枝番号	7-2
対策・施策の内容	廃油のリサイクルの促進
国の施策	産業廃棄物である廃油のうち廃溶剤について、3Rの推進等によりその焼却量を削減し、焼却に伴う非エネルギー起源二酸化炭素排出量を削減。
地方公共団体が実施することが期待される施策例	—
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	(1) 技術：VOCの削減によるリサイクル率向上 (2) 制度：再資源循環高度化法による認定制度
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	高度なリサイクルを実現する企業を後押しするよう、許認可緩和や税制優遇を設ける。
対策・施策の実施に関する目標	廃溶剤のマテリアルリサイクル量(kt)を対策評価指標とし、 2035年度に795kt、 2040年度に838kt を見込む。これにより、 2035年度に100万t-CO ₂ 、 2040年度に119万t-CO ₂ の排出削減を見込む。

枝番号	7-3
対策・施策の内容	廃潤滑油の水平リサイクル促進
国の施策	産業廃棄物である廃油のうち廃潤滑油について、3Rの推進等によりその焼却量を削減し、焼却に伴う非エネルギー起源二酸化炭素排出量を削減。
地方公共団体が実施することが期待される施策例	—
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	(1) 技術：分離技術、水素化技術 (2) 制度：補助事業「先進的な資源循環投資促進事業」
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	高度な水平リサイクルに必要な設備の一部補助を行うもの。
対策・施策の実施に関する目標	廃潤滑油のリサイクル量(千kl)を対策評価指標とし、 2035年度に175千kl、 2040年度に350千kl を見込む。これにより、 2035年度に28.8万t-CO ₂ 、 2040年度に61.9万t-CO ₂ の排出削減を見込む。

番号	8	担当府省庁	農林水産省
部門	メタン	対策・施策の名称	農地土壌に関連する温室効果ガス排出削減対策（水田メタン排出削減）

枝番号	8-1
対策・施策の内容	中干し期間の延長等の取組を推進することで、水稻栽培からのメタン排出量を削減する。
国の施策	・水稻栽培からのメタン排出量の削減に資する取組の推進 ・新たなメタン削減技術の効果検証
地方公共団体が実施することが期待される施策例	・水稻栽培からのメタン排出量の削減に資する取組の推進 ・新たなメタン削減技術の効果検証
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	中干し期間の延長取組面積の増加
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	・収量低下や生物多様性保全に留意した上での、中干し期間の延長の推進 ・中干し期間の延長以外のメタン削減技術の効果検証を行い、農業現場における取組の選択肢を拡大
対策・施策の実施に関する目標	中干し期間の延長の普及率（％）を参考指標とし、 2035年度に34%、 2040年度に38% を見込む。これにより、 2035年度に132万t-CO₂、 2040年度に147万t-CO₂ の排出削減を見込む。

番号	9	担当府省庁	農林水産省
部門	メタン	対策・施策の名称	畜産分野に関連する温室効果ガス排出削減対策（家畜の消化管内発酵及び家畜排せつ物由来のメタン削減）

枝番号	9-1
対策・施策の内容	家畜の消化管内発酵や家畜排せつ物を管理する過程で発生するメタンの排出量を削減する
国の施策	・牛の消化管内発酵由来メタンの発生を抑制する飼料添加物の給与の推進 ・バイパスアミノ酸の給与の推進 ・家畜排せつ物管理方法の変更の推進
地方公共団体が実施することが期待される施策例	普及啓発
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	・温室効果ガス排出量の削減が可能な飼料添加物の給与 ・バイパスアミノ酸の給与 ・家畜排せつ物管理方法の変更
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	・温室効果ガス排出量の削減が可能な飼料添加物の給与 ・バイパスアミノ酸の給与 ・家畜排せつ物管理方法の変更
対策・施策の実施に関する目標	バイパスアミノ酸の給与及び家畜排せつ物管理方法の変更の取組割合を対策評価指標とし、それぞれの対策で 2035年度に6.3%、 2040年度に15.8% を見込む。これらをはじめとした取組により、 2035年度に57万t-CO₂、 2040年度に154万t-CO₂ の排出削減を見込む。 （2030年度に22万t-CO₂の排出削減を見込む）

番号	10	担当府省庁	環境省
部門	メタン	対策・施策の名称	廃棄物最終処分量の削減

枝番号	10-1
対策・施策の内容	有機性の一般廃棄物の直接埋立及び焼却以外の中間処理後埋立を原則として廃止することにより、有機性の一般廃棄物の埋立量を削減。埋立処分場内での有機性の一般廃棄物の生物分解に伴うメタンの排出量を削減。産業廃棄物については、3Rの推進等により、引き続き最終処分量の削減を図る。
国の施策	・廃棄物処理施設整備計画に定める目標の達成に向けた取組 ・廃棄物処理法に基づく基本方針に定める目標の達成に向けた3Rの推進の取組 ・個別リサイクル法に基づく措置の実施 ・一般廃棄物処理施設整備の支援 ・市町村等における一般廃棄物処理有料化や分別収集等に係るガイドラインの普及 ・産業廃棄物処理事業者による低炭素社会実行計画の推進を多面的に支援
地方公共団体が実施することが期待される施策例	有機性廃棄物の直接埋立量削減の推進
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	廃棄物最終処分量の削減
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	有機性廃棄物の直接埋立量削減の推進
対策・施策の実施に関する目標	有機性の一般廃棄物の最終処分量（千t）（乾重量ベース）を対策評価指標とし、2035年度に0千tを見込み、2040年度も0千tを継続する。これにより、最終処分済の有機性の一般廃棄物からのメタン排出量について、2035年度に8.6万t-CO₂、2040年度に12.7万t-CO₂の排出削減を見込む。

番号	11	担当府省庁	環境省
部門	メタン	対策・施策の名称	廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用

枝番号	11-1
対策・施策の内容	埋立処分場の新設の際に準好気性埋立構造を採用するとともに、集排水管末端を開放状態で管理することにより、嫌気性埋立構造と比べて有機性の廃棄物の生物分解に伴うメタン発生を抑制
国の施策	一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準（保有水等集排水設備及び通気装置を設けることを規定）に基づく施設の設置・維持管理の徹底を図ることにより準好気性埋立を促進
地方公共団体が実施することが期待される施策例	埋立処分場の新設の際に準好気性埋立構造を採用するとともに、集排水管末端を開放状態で管理することにより、嫌気性埋立構造と比べて有機性の一般廃棄物の生物分解に伴うメタン発生を抑制
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	一般廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	埋立処分場の新設の際に準好気性埋立構造を採用するとともに、集排水管末端を開放状態で管理することにより、嫌気性埋立構造と比べて有機性の一般廃棄物の生物分解に伴うメタン発生を抑制
対策・施策の実施に関する目標	準好気性埋立処分量割合（％）を対策評価指標とし、 2035年度に72％、 2040年度に72％ を見込む。これにより、 2035年度に0.008万t-CO ₂ 、 2040年度に0.011万t-CO ₂ の排出削減を見込む。

枝番号	11-2
対策・施策の内容	※ 11-1に同じ
国の施策	※ 11-1に同じ
地方公共団体が実施することが期待される施策例	※ 11-1に同じ
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	産業廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	管理型最終処分場の新設の際に準好気性埋立構造を採用するとともに、集排水管末端を開放状態で管理することにより、嫌気性埋立構造と比べて有機性の産業廃棄物の生物分解に伴うメタン発生を抑制
対策・施策の実施に関する目標	準好気性埋立処分量割合（％）を対策評価指標とし、 2035年度に69％、 2040年度に69％ を見込む。これにより、 2035年度に3万t-CO ₂ 、 2040年度に3万t-CO ₂ の排出削減を見込む。

番号	12	担当府省庁	農林水産省
部門	一酸化二窒素	対策・施策の名称	農地土壌に関連する温室効果ガス排出削減対策（施肥に伴う一酸化二窒素削減）

枝番号	12-1
対策・施策の内容	局所施肥機等の施肥低減技術を用いた効率施肥や、センシング技術を活用した土壌分析・施肥設計による適正施肥等を推進することで、農地における過剰な施肥を抑制し、肥料成分由来の窒素から発生する一酸化二窒素の排出量を削減する。
国の施策	・ 化学肥料の使用量の低減 （施肥の効率化、スマート農業技術の普及）
地方公共団体が実施することが期待される施策例	・ 化学肥料の使用量の低減 （施肥の効率化、スマート農業技術の普及）
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	効率施肥やスマート施肥の推進
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	・ 施肥低減技術の導入・実践、土壌診断に基づく適正施肥の取組の拡大・定着、スマート施肥の導入・普及等の推進
対策・施策の実施に関する目標	化学肥料需要量（千トンN）を対策評価指標とし、 2035年度に338千トンN、 2040年度に327千トンN を見込む。これにより、 2035年度に27万t-CO ₂ 、 2040年度に30万t-CO ₂ の排出削減を見込む。

番号	13	担当府省庁	農林水産省
部門	一酸化二窒素	対策・施策の名称	畜産分野に関連する温室効果ガス排出削減対策（家畜排せつ物由来の一酸化二窒素の削減）

枝番号	13-1
対策・施策の内容	家畜排せつ物を管理する過程で発生する一酸化二窒素の排出量を削減する
国の施策	・ アミノ酸バランス改善飼料の給与の推進 ・ バイパスアミノ酸の給与の推進 ・ 家畜排せつ物管理方法の変更の推進
地方公共団体が実施することが期待される施策例	普及啓発
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	・ アミノ酸バランス改善飼料の給与 ・ バイパスアミノ酸の給与 ・ 家畜排せつ物管理方法の変更
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	・ アミノ酸バランス改善飼料の給与 ・ バイパスアミノ酸の給与 ・ 家畜排せつ物管理方法の変更
対策・施策の実施に関する目標	アミノ酸バランス改善飼料の給与、バイパスアミノ酸の給与及び家畜排せつ物管理方法の変更の取組割合を対策評価指標とし、それぞれの対策で 2035年度に6.3%、 2040年度に15.8% を見込む。これらをはじめとした取組により、 2035年度に20万t-CO₂、 2040年度に49万t-CO₂ の排出削減を見込む。 (2030年度に7万t-CO₂の排出削減を見込む)

番号	14	担当府省庁	国土交通省
部門	一酸化二窒素	対策・施策 の名称	下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化等

枝番号	14-1
対策・施策の内容	燃焼の高度化による、排水処理に伴い発生する汚泥焼却時のN ₂ O排出の抑制
国の施策	・高温燃焼技術・汚泥固形燃料化技術の開発及び普及展開の支援 ・地方公共団体における下水道施設整備支援
地方公共団体が実施することが期待される施策例	・汚泥燃焼の高温化 ・汚泥焼却設備の更新時に高温燃焼設備や汚泥固形燃料化技術の導入
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化等
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	民間事業者：高効率・低価格な高温燃焼技術・汚泥固形燃料化技術の開発
対策・施策の実施に関する目標	高温焼却化率（％）を対策評価指標とし、 2035年度に100％、 2040年度に100％ を見込む。また、新型炉・固形燃料化炉の設置基数（基/年）を対策評価指標とし、 2035年度に2基/年、 2040年度に2基/年 を見込む。これにより、 2035年度に103万t-CO₂、 2040年度に110万t-CO₂ の排出削減を見込む。

番号	15	担当府省庁	環境省、経済産業省
部門	代替フロン等4ガス (HFCs、PFCs、SF ₆ 、 NF ₃)	対策・施策 の名称	代替フロン等4ガス(HFCs、PFCs、SF ₆ 、NF ₃)対策

枝番号	15-1
対策・施策の内容	『代替フロン分野での2050CNに向けた今後の取組の方向性について』（令和3年5月）を踏まえ、モントリオール議定書キガリ改正の着実な履行、グリーン冷媒機器の普及拡大、機器稼働時フロン漏えい対策の徹底、廃棄機器のフロン回収の徹底を実施する。
国の施策	・モントリオール議定書キガリ改正に基づくHFCs生産・消費の段階的削減 ・キガリ改正の着実な履行（2036年に85%削減） ・指定製品制度による機器の低GWP化推進 ・低GWP冷媒の開発、自然冷媒機器の普及拡大強化 ・冷媒を使わない新冷凍技術の開発 ・安全性の確保を前提とした、レトロフィットによる既存機器における低GWP冷媒への転換
地方公共団体が実施することが期待される施策例	低GWP製品の普及促進及び消費者への情報提供
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	（１）HFCs製造量・輸入量の削減、冷媒の転換
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	・モントリオール議定書キガリ改正に基づくHFCs生産・消費の段階的削減 ・キガリ改正の着実な履行（2036年に85%削減） ・指定製品制度による機器の低GWP化推進 ・低GWP冷媒の開発、自然冷媒機器の普及拡大強化 ・冷媒を使わない新冷凍技術の開発 ・安全性の確保を前提とした、レトロフィットによる既存機器における低GWP冷媒への転換
対策・施策の実施に関する目標	下記①～③を対策評価指標とする。 ①HFCsの年間消費量（CO₂換算）の削減率（モントリオール議定書上の基準値比）〔%〕 ②指定製品制度の目標GWP値の達成率（製品区分ベース）〔%〕 ③自然冷媒機器の累積導入台数〔万台〕 ①については、 2035年に80%、2040年に85%、 ②については、 2035年度に100%、2040年度に100%、 ③については、 2035年に45万台、2040年に60万台、 を見込む。 以上によって、2013年比で 2035年に約980万t-CO₂、 2040年に約1,150万t-CO₂ の排出削減を見込む。

枝番号	15-2
対策・施策の内容	※ 15-1に同じ

国の施策	・産業界による４ガスの排出抑制に係る自主行動計画に基づく取組の促進
地方公共団体が実施することが期待される施策例	—
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	(２) 製品製造時等の４ガス排出量の削減
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	・産業界による４ガスの排出抑制に係る自主行動計画に基づく取組の促進
対策・施策の実施に関する目標	自主行動計画の目標の達成率（団体数ベース）〔％〕を対策評価指標とし、 2035年に100％、 2040年に100％ を見込む。 これによって、４ガス全体で2013年比で 2035年に約160万t-CO ₂ 、 2040年に約340万t-CO ₂ の排出削減を見込む。

枝番号	15-3
対策・施策の内容	※ 15-1に同じ
国の施策	・算定漏洩量報告制度の効果的な運用 ・フロン排出抑制法の適切な実施・運用（機器の管理者による点検の実施） ・常時監視システムを活用した管理者による機器点検の効率化・改善 ・漏洩を防ぐ施工技術の向上 ・常時監視システムの普及促進 ・大量漏洩者、老朽機器使用者への指導・監督の強化
地方公共団体が実施することが期待される施策例	・都道府県によるフロン排出抑制法に基づく管理者の指導・監督 ・普及啓発
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	(３) 製品使用時のHFCs漏洩量の削減
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	・算定漏洩量報告制度の効果的な運用 ・フロン排出抑制法の適切な実施・運用（機器の管理者による点検の実施） ・常時監視システムを活用した管理者による機器点検の効率化・改善 ・漏洩を防ぐ施工技術の向上 ・常時監視システムの普及促進 ・大量漏洩者、老朽機器使用者への指導・監督の強化

対策・施策の実施に関する目標	下記①②を対策評価指標とする。 ①業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器（主要４品目）の新規販売時における常時監視システムの導入率〔％〕 ②HFCsを年間1000t以上漏洩した事業者からの報告漏洩量の合計（CO₂換算）〔万t〕 ①については、 2035年に20%、2040年に40%、 ②については、 2035年度に150万t、2040年度に100万t、 を見込む。 以上によって、2013年比で 2035年に約500万t-CO₂、 2040年に約590万t-CO₂ の排出削減を見込む。
枝番号	15-4
対策・施策の内容	※ 15-1に同じ
国の施策	・フロン排出抑制法の適切な実施・運用（機器の廃棄時の確実な回収依頼） ・廃棄機器内の取り残し冷媒を抑えるための課題整理・実証 ・家電リサイクル法の適切な実施・運用 ・遵法意識の低い廃棄物・リサイクル業者への対策の強化 ・大量廃棄者への指導・監督の強化 ・RaMSへの登録による機器情報の管理の推進
地方公共団体が実施することが期待される施策例	・都道府県によるフロン排出抑制法に基づく廃棄等実施者、特定解体工事元請業者、引取等実施者、充填回収業者等への指導・監督 ・普及啓発 ・廃掃法に基づき、違法な回収業者への取締の着実な実施 ・義務外品の回収ルートの構築 ・家電リサイクル法の普及啓発等
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	（４）製品廃棄時のHFCs放出量の削減
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	・フロン排出抑制法の適切な実施・運用（機器の廃棄時の確実な回収依頼） ・廃棄機器内の取り残し冷媒を抑えるための課題整理・実証 ・家電リサイクル法の適切な実施・運用 ・遵法意識の低い廃棄物・リサイクル業者への対策の強化 ・大量廃棄者への指導・監督の強化 ・RaMSへの登録による機器情報の管理の推進
対策・施策の実施に関する目標	業務用冷蔵冷凍機器・業務用エアコン・家庭用エアコンなどの廃棄時のHFCs年間回収量（CO₂換算）〔万t〕を対策指標とし、 2035年に1,750万t、 2040年に1,320万t を見込む。 以上によって、2013年比で 2035年に約500万t-CO₂、 2040年に約590万t-CO₂ の排出削減を見込む。

番号	16	担当府省庁	農林水産省
部門	温室効果ガス吸収源	対策・施策の名称	森林吸収源対策

枝番号	16-1
対策・施策の内容	森林・林業基本計画に基づき、適切な森林の整備・保全、木材利用の取組を推進することで中長期的な森林吸収量の確保を図ることに加え、他資材から木材への転換を進めることにより、森林・林業分野による2050ネット・ゼロ実現への貢献を総合的に目指す。
国の施策	・ 再造林や間伐等の適切な施業の実施、シカ等による森林被害への対策、林道と森林作業道を適切に組み合わせた路網整備等の推進 ・ 造林作業の省力・低コスト化、エリートツリー等の種苗の生産拡大の推進 ・ 間伐特措法に基づく森林整備の推進 ・ 公的主体による森林整備等の推進
地方公共団体が実施することが期待される施策例	・ 再造林や間伐等の適切な施業の実施、シカ等による森林被害への対策、林道と森林作業道を適切に組み合わせた路網整備等の推進 ・ 造林作業の省力・低コスト化、エリートツリー等の種苗の生産拡大の推進 ・ 間伐特措法に基づく森林整備の推進 ・ 森林経営管理制度や森林環境譲与税を活用した、経営管理が不十分な森林の整備
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	・ 森林計画制度 ・ 間伐特措法 ・ 森林経営管理制度
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	・ 長期的な森林の整備及び保全の目標、伐採立木材積や造林面積等の計画量、施業の基準等を示す。 ・ 特定間伐の実施の促進、特定苗木の植栽、特定母樹の増殖について計画の作成・認定を行う。 ・ 経営管理が不十分な森林について、経営管理のための権利を市町村に集積し、林業経営に適した森林は林業経営者に経営管理を再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が管理を行う。
対策・施策の実施に関する目標	森林施業面積及び建築用材等利用量を対策評価指標とし、森林・林業基本計画に基づき、 2031年度から2040年度までの平均森林施業面積を59万ha、 2040年における建築用材等利用量を26百万m³と見込む。 これにより、 2035年度に8,000万t-CO₂、 2040年度に7,200万t-CO₂の吸収を見込む。

枝番号	16-2
対策・施策の内容	※ 16-1に同じ
国の施策	・ 保安林の計画的な配備、保安林制度の適切な運用 ・ 林地開発許可制度、自然公園・自然環境保全地域における規制の適正な運用 ・ 国有林野の適切な管理・保全 ・ 病虫害の防除、林野火災の予防の推進 ・ 計画的な治山事業の推進
地方公共団体が実施することが期待される施策例	・ 保安林の計画的な配備、保安林制度の適切な運用 ・ 林地開発許可制度、自然公園・自然環境保全地域における規制の適正な運用 ・ 病虫害の防除、林野火災の予防 ・ 計画的な治山事業の推進

対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	・保安林制度 ・林地開発許可制度 ・治山事業
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	・水源の涵養など特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって森林を保安林に指定し、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等を規制する。 ・森林の有する公益的機能を阻害しないよう、保安林等を除く森林での一定規模を超える開発行為について、都道府県知事の許可を要する。 ・荒廃山地の復旧整備、治山施設の整備等
対策・施策の実施に関する目標	※ 16-1に同じ

枝番号	16-3
対策・施策の内容	※ 16-1に同じ
国の施策	・木造住宅における国産材比率の低い分野での国産材の利用拡大の推進 ・都市等における非住宅・中高層建築物等の木造化・木質化の促進 ・製材、CLT（直交集成板）、木質耐火部材等の技術開発や普及等の推進 ・木材利用による排出削減・炭素貯蔵効果に関する理解の醸成等の促進 ・木質バイオマスのエネルギー利用や改質リグニン等の木質系新素材の利用の推進
地方公共団体が実施することが期待される施策例	・木造住宅における国産材比率の低い分野での国産材の利用拡大の推進 ・都市等における非住宅・中高層建築物等の木造化・木質化の促進 ・製材、CLT（直交集成板）、木質耐火部材等の技術開発や普及等の推進 ・木材利用による排出削減・炭素貯蔵効果に関する理解の醸成等の促進 ・木質バイオマスのエネルギー利用や改質リグニン等の木質系新素材の利用の推進
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	・都市（まち）の木造化推進法
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	・中高層・非住宅建築物等への木材利用の促進に向けて、強度や耐火性に優れた建築用木材に係る技術開発・普及の推進等に取り組む。 ・建築主である事業者等と国又は地方公共団体が協定を結び、木材利用に取り組む。
対策・施策の実施に関する目標	※ 16-1に同じ

番号	17	担当府省庁	農林水産省
部門	温室効果ガス吸収源	対策・施策 の名称	農地土壌炭素吸収源対策

枝番号	17-1
対策・施策の内容	土壌への堆肥・緑肥等の有機物の継続的な施用やバイオ炭の施用を推進することで、農地及び草地土壌における炭素貯留に貢献する。
国の施策	・土壌への堆肥・緑肥等の有機物の継続的な施用の推進 ・土壌へのバイオ炭の施用等の推進
地方公共団体が実施することが期待される施策例	・土壌への堆肥・緑肥等の有機物の継続的な施用の推進 ・土壌へのバイオ炭の施用等の推進
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	・土壌への堆肥・緑肥等の有機物の継続的な施用等の推進 ・土壌へのバイオ炭の施用等の推進
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	・堆肥・緑肥等の有機物活用の推進 ・堆肥製造に必要な設備等の整備の推進 ・バイオ炭活用の推進 ・バイオ炭製造に必要な設備等の整備の推進
対策・施策の実施に関する目標	2035年度に875万t-CO ₂ 、 2040年度に900万t-CO ₂ の吸収を見込む。

番号	18	担当府省庁	国土交通省
部門	温室効果ガス吸収源	対策・施策の名称	都市緑化等の推進

枝番号	18-1
対策・施策の内容	都市における緑地の保全や緑化を推進する。
国の施策	・国が策定する「緑の基本方針」等に基づく都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等における緑化、建物の屋上等の新たな緑化空間の創出、民間事業者等による良質な緑地の確保の推進、特別緑地保全地区等の指定の推進 ・都市緑化等における吸収量の算定方法の精査・検討、報告・検証体制の整備 ・緑の創出に関する普及啓発と、市民、企業、NPO等の幅広い主体による緑化の推進
地方公共団体が実施することが期待される施策例	・都道府県が策定する「緑の広域計画」や市町村が策定する「緑の基本計画」等に基づく都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等における緑化の推進、新たな緑化空間の創出等の推進、特別緑地保全地区等の指定の推進 ・都市緑化等における吸収量の算定や報告・検証等に資する情報の提供 ・緑の創出に関する普及啓発と、市民、企業、NPO等の幅広い主体による緑化の推進
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	都市緑化等の推進
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	公共公益施設等における緑化の推進、緑の創出に関する普及啓発、幅広い主体による緑化の推進
対策・施策の実施に関する目標	都市緑地面積(千ha)を対策評価指標とし、 2035年度、2040年度に85千ha を見込む。これにより、 2035年度、2040年度に124万t-CO₂ の吸収を見込む。

番号	19	担当府省庁	※個別に記載
部門	温室効果ガス吸収源	対策・施策の名称	ブルーカーボンその他の吸収源に関する取組
枝番号	19-1		
対策・施策の内容	ブルーカーボンの吸収源対策		
国の施策	ブルーカーボン生態系による温室効果ガスの吸収・固定量の算定方法について、一部は確立していないものもあることから、これらの算定方法を確立し、我が国の温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）への反映を進め、国際的なルール形成を主導するとともに、藻場・干潟の保全・再生・創出と地域資源の利活用の好循環を生み出すことを目的とした「令和の里海づくり」モデル事業などの里海づくりの取組や「命を育むみなとのブルーインフラ拡大プロジェクト」等を通じて、効果的な藻場・干潟の保全・再生・創出を推進する。また、吸収源としての期待が大きい沖合のブルーカーボンについては、海藻を生産・育成することで、温室効果ガスを吸収、深海に貯留・固定し、吸収量を算定・評価する取組の可能性の検討を、バイオ資源としての利用も図りつつ進めるため、漁業の利用実態を考慮した海域利用のあり方、大規模藻場造成・深海域への沈降等の技術開発、モニタリングによる海洋環境への影響等の把握などについて、関係省庁連携や官民連携による推進体制を構築し、検討を進める。バイオ資源としての利用については、水生植物を原料とした機能性食品やバイオマスプラスチックなどの新素材開発、海洋資源による新産業の創出等を進める。		
地方公共団体が実施することが期待される施策例	—		
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	①沿岸における藻場造成の促進 ②漁港漁場整備長期計画 ③里海づくりの取組 ④沖合における藻場造成の検討		
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	①Jブルークレジット制度の更なる拡大、浚渫土砂を有効活用した海域環境の改善（干潟・浅場造成）の継続的な取組、「命を育むみなとのブルーインフラ拡大プロジェクト」（生物共生型港湾構造物の継続的な整備、CO2削減 試行工事（港湾カーボンニュートラル普及促進試行工事）の実施、藻場・干潟の保全等における担い手の参画を促す仕組み検討）等。 ②藻場・干潟の保全・創造のため、海域ごとに策定された藻場・干潟ビジョンに基づき、食害生物の除去等のソフト対策と海藻が着生しやすい基質の設置や干潟の造成等のハード対策の一体的な取組などを推進する。 ③藻場・干潟等の保全・再生・創出と地域資源の利活用の好循環を生み出すことを目指す「令和の里海づくり」モデル事業などの里海づくりの取組。 ④吸収源としての期待が大きい沖合のブルーカーボンについては、海藻を生産・育成することで、温室効果ガスを吸収し、深海に貯留・固定する取組の可能性の検討を、バイオ資源としての利用も図りつつ進めるため、漁業の利用実態を考慮した海域利用のあり方、大規模藻場造成・深海域への沈降等の技術開発、モニタリングによる海洋環境への影響等の把握などについて、関係省庁連携や官民連携による推進体制を構築し、検討を進める。バイオ資源としての利用については、水生植物を原料とした機能性食品やバイオマスプラスチックなどの新素材開発、海洋資源による新産業の創出等を進める。		
対策・施策の実施に関する目標	ブルーカーボンのCO2吸収・固定量（万t-CO2）を対策評価指標とし、 2035年度に100万t-CO2、 2040年度に200万t-CO2 の吸収量を見込む。（※）		
担当府省庁	環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省		

※ 今後のフォローアップを通じてより具体化を図っていく

枝番号	19-2
対策・施策の内容	DACにおける省エネルギー・低コスト化に向けた技術開発の支援
国の施策	DACの産業創出、脱炭素の実現に向けて、①DACの技術開発を加速（適地を活用した早期実証、革新性の高い技術開発等）、②DACの価値が評価される環境整備（クレジット創出の環境整備、海外実施時の価値移転等）、③需要拡大（導入目標の明確化、民間需要拡大に向けた方策等）を推進する。
地方公共団体が実施することが期待される施策例	—
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	DAC(Direct Air Capture)
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	DACの技術開発・実証・実用化の促進
対策・施策の実施に関する目標	今後のフォローアップを通じて具体化を図っていく
担当府省庁	経済産業省

枝番号	19-3
対策・施策の内容	C02吸収型コンクリートによる吸収源対策
国の施策	C0 ₂ 吸収型コンクリートによる温室効果ガスの吸収・固定量の算定方法を確立し、我が国の温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）への反映を進めるとともに、技術開発、J-クレジット化の検討を実施する。新技術に関する国土交通省データベース（NETIS）による建設事業者、地方公共団体等への周知を行う。また、将来的な公共工事での調達義務化も視野に、生産性、安全性、費用対効果等の検証を進める。
地方公共団体が実施することが期待される施策例	—
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	・ C0₂吸収型コンクリートによる温室効果ガスの吸収・固定量の算定方法 ・ GI基金等によるC02吸収型コンクリートの技術開発 ・ C02吸収型コンクリートのJ-クレジット化 ・ NETISによる新技術の周知

対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	CO ₂ 吸収型コンクリートによる温室効果ガスの吸収・固定量の算定方法については、一部を除き確定していないものもあることから、これらの算定方法を確立し、我が国の温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）への反映を進めるとともに、技術開発、J-クレジット化の検討、政府実行計画等に基づく公共調達による販路拡大により、2030年には、既存コンクリートと同価格を目指す。新技術に関する国土交通省データベース（NETIS）による建設事業者、地方公共団体等への周知、2025年日本国際博覧会での導入等により、国・地方公共団体による公共調達を拡大することを目指す。また、将来的な公共工事での調達義務化も視野に、生産性、安全性、費用対効果等の検証を進める。
対策・施策の実施に関する目標	今後のフォローアップを通じて具体化を図っていく
担当府省庁	環境省、国土交通省、経済産業省

番号	20	担当府省庁	環境省
部門	分野横断	対策・施策の名称	J-クレジット制度の活性化

枝番号	20-1
対策・施策の内容	省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの活用等による排出削減対策、また適切な森林管理による吸収源対策及び工学的プロセスによるネガティブエミッション技術によるCO2除去によって実現される温室効果ガスの排出削減・吸収量を、カーボンニュートラル行動計画の目標達成やカーボン・オフセット等に活用できるクレジットとして認証するJ-クレジット制度の更なる活性化を図る。
国の施策	J-クレジット制度の運営・管理
地方公共団体が実施することが期待される施策例	・クレジット創出者として、温室効果ガスの排出削減・吸収源対策の実施 ・クレジット活用による、クレジット創出者の排出削減・吸収源対策の実施 ・地域版J-クレジット制度の運営・管理
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	J-クレジット制度の活性化
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	J-クレジット制度の運営・管理
対策・施策の実施に関する目標	【P】

番号	21	担当府省庁	国土交通省
部門	分野横断	対策・施策 の名称	脱炭素に資する都市・地域構造及び社会経済システムの 形成
枝番号	21-1		
対策・施策の内容	地域の特性に即し、コンパクト・プラス・ネットワークの取り組みを推進するため、都市機能の集約化と都市・地域総合交通戦略に基づく施策・事業の総合支援等を行い、日常生活サービスや高次都市機能等を持続的に提供できる活力ある地域を形成するとともに、都市の低炭素化を図る。 さらに、地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定、見直しと同実行計画に基づく対策・施策の取組促進を図る。 加えて、所有者不明土地を活用した再生可能エネルギーの地産地消等に資する施設の整備を可能とする仕組みの活用を図る。 また、これまで取り組んできた低炭素化と持続発展を両立する「環境モデル都市」及び環境・超高齢化対応等の課題解決に向け、新たな価値を創造する環境未来都市で構成する「環境未来都市」構想の取組の普及展開を通じて、全国的な展開につなげる。さらに「環境モデル都市」、「環境未来都市」を引き継ぎ、経済、社会、環境の三側面への相乗効果を生み出し、SDGsの17の目標と結びつけた「SDGs未来都市」を展開し、持続可能なまちづくりをと共に低炭素化を図る。		
国の施策	都市・地域構造や交通システムは、交通量や業務床面積の増減等を通じて、中長期的に二酸化炭素排出量に影響を与え続けることから、都市のコンパクト化と公共交通網の再構築（コンパクト・プラス・ネットワーク）、人中心の「まちなか」づくり、都市のエネルギーシステムの効率化等による脱炭素に資する都市・地域づくりを引き続き推進する必要がある。 このため、立地適正化計画や低炭素まちづくり計画に基づく都市のコンパクト化や歩行者利便増進道路（ほこみち）と滞在快適性等向上区域の併用等による「居心地が良く歩きたくなる」空間の形成の推進、都市・地域総合交通戦略に基づく施策・事業の推進を図るとともに、都市内のエリア単位の脱炭素化について、エネルギーの面的利用、温室効果ガスの吸収源となる都市公園の整備や緑地の保全・創出、3D都市モデル（PLATEAU）等のデジタル技術の活用、環境に配慮した優良な民間都市開発事業への支援等による都市再生等、民間資金の活用等を含めた包括的な取組及びスマートシティの社会実装を強力に推進する。また、都市公園への再生可能エネルギーの導入を推進する。 地方公共団体実行計画及び地域気候変動適応計画に関して、都市計画、立地適正化計画、低炭素まちづくり計画、農業振興地域整備計画その他施策との連携を図りながら、取組を進める。また、所有者不明土地を活用した再生可能エネルギーの地産地消等に資する施設の整備を可能とする仕組みの活用を図るとともに、土地利用施策と連携した公共交通機関の利用促進、店舗等の床面積の適正化に向けた検討を行う。あわせて、住宅・建築物の省エネルギー化・省CO₂化を推進するとともに、上下水道や廃棄物処理施設も含めた公共施設、交通インフラ、エネルギーインフラなどの既存のインフラにおいては、広域化・集約化、長寿命化、防災機能の向上と合わせ、省エネルギー化・地域のエネルギーセンター化を推進する。加えて、自然環境が有する多様な機能を活用する「グリーンインフラ」の社会実装を官民連携・分野横断により推進する。 さらに、SDGs未来都市における取組を通じて、経済、社会、環境の三側面が持続的に好循環する地域づくりを進め、そこで得られた知見やノウハウの横展開を図り、全国的な展開につなげていく。また、これらの取組を持続的に推進するために、地域資源を最大限に活用し、経済、社会、環境の三側面において相乗効果を生み出す統合的な取り組みをを推進することが重要である。		
地方公共団体が実施することが期待される施策例	—		

対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	【法律・基準】 ①都市再生特別措置法 ②都市の低炭素化の促進に関する法律 ③地球温暖化対策推進法 ④所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 【税制】 ①地域福利増進事業に係る特例措置 【補助】 ①社会資本整備総合交付金 ②集約都市形成支援事業 ③都市構造再編集集中支援事業費補助 ④まちなかウォークアブル推進事業費補助 ⑤都市・地域総合交通戦略推進事業費補助 ⑥所有者不明土地等対策事業費補助 【普及啓発】 ①環境未来都市、SDGs未来都市の推進 【その他】 ①地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	【法律・基準】 ①立地適正化計画制度の推進 ②低炭素まちづくり計画の策定 ③所有者不明土地の利用の円滑化等 【税制】 ①地域福利増進事業の特例措置を継続 【補助】 ①地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援 ②市町村の立地適正化計画策定等の経費の一部を補助 ③立地適正化計画に基づく都市機能や居住環境の向上に資する事業を支援 ④滞在環境の向上に資する取組等、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する取組を支援 ⑤多様な交通モードの連携が図られた公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムの総合的な整備を支援 ⑥市町村が作成する所有者不明土地対策計画に基づく取組に関して経費の一部を補助 【普及啓発】 ①「環境未来都市」構想の普及展開に向け、国際フォーラムの開催、自治体向け雑誌への寄稿、HP等の運営、パンフレット等の作成を実施 【その他】 ①地域再エネの最大限の導入を促進するための、地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定支援、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制の構築を支援
対策・施策の実施に関する目標	—

番号	22	担当府省庁	環境省
部門	分野横断	対策・施策の名称	国立公園における脱炭素化の取組
枝番号	22-1		
対策・施策の内容	国立公園では、自然環境の保全に配慮しつつ、宿泊・利用施設への自家消費型再生可能エネルギー設備及び省エネルギー設備の導入、モビリティの脱炭素化等、需要側の脱炭素化を図るサステナブルな観光地づくりを推進し、地域の魅力とレジリエンスを高めながら自然保護と利用の好循環を創出する。		
国の施策	・ゼロカーボンパークに係る計画・ビジョン作りに向けた現地地方環境事務所の連携 ・国立公園内のビジターセンター等利用施設の脱炭素化 ・温泉熱利用設備等再エネ・省エネ設備の導入支援		
地方公共団体が実施することが期待される施策例	・環境省地方環境事務所と連携したゼロカーボンパークに係る計画・ビジョンの策定 ・国立公園内で地方公共団体が所有する利用施設への再エネ・省エネ設備の導入		
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	ゼロカーボンパークの推進		
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	・ゼロカーボンパークに係る計画・ビジョン作りに向けた現地地方環境事務所の連携		
対策・施策の実施に関する目標	ゼロカーボンパークの登録自治体数（箇所）を対策評価指標とし、 2035年度に40箇所、 2040年度に60箇所 を見込む。		

番号	23	担当府省庁	国土交通省
部門	業務その他	対策・施策の名称	住宅・建築物のライフサイクルカーボン削減

枝番号	23-1
対策・施策の内容	使用時だけでなく、建設から解体に至るまでの建築物のライフサイクルを通じて排出されるCO2等（ライフサイクルカーボン）の算定・評価等を促進するための制度を構築し、建築物の脱炭素化を進める。
国の施策	・建築物のライフサイクルカーボンを算定・評価し、削減する取組に対する支援 ・建築物のライフサイクルカーボンを算定・評価し、削減する取組を促進する制度の構築
地方公共団体が実施することが期待される施策例	・公共建築物における率先した算定・削減に関する取組
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	住宅・建築物のライフサイクルカーボン削減
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	・J-CAT：日本の建築・施工実態に対応したライフサイクルカーボン算定ツールを2024年10月に正式公開 ・ゼロカーボンビル推進会議：建築物のライフサイクルカーボンの算定方法、CO2原単位データの整備及び国際標準との整合確保等について産官学連携の下で検討。 ・支援方法：補助
対策・施策の実施に関する目標	今後のフォローアップを通じて具体化を図っていく

番号	24	担当府省庁	環境省
部門	分野横断	対策・施策の名称	温室効果ガス排出削減等指針に基づく取組
枝番号	24-1		
対策・施策の内容	地球温暖化対策推進法第23条及び第24条において、事業者に対して「事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減等」及び「日常生活における排出削減への寄与」という2つの努力義務が定められている。温室効果ガス排出削減等指針は、これら2つの努力義務について、事業者が講ずべき措置を具体的に示したガイドライン（告示）として、地球温暖化対策推進法第25条に基づき国が策定したものである。		
国の施策	地球温暖化対策推進法に基づく排出削減等指針について、BAT等の技術動向やGX製品の市場動向等を踏まえ、事業の上流・下流工程を含む温室効果ガスの排出削減対策メニューの拡充を図るとともに、未策定の分野については、できるだけ早期に策定・公表する。また、一人一人のライフスタイルの脱炭素化に資するよう、国民が日常生活において利用する製品・サービスの資材及び原材料の調達、製造、輸入、販売又は提供、廃棄その他の取扱いに当たって、事業者が講ずべき措置について、更なる拡充を図る。さらに、同指針に盛り込まれた措置の実施を促すための各種支援策や情報提供の実施等を通じ、事業者が、自主的・積極的に環境に配慮した事業活動に取り組むことを推進する。		
地方公共団体が実施することが期待される施策例	—		
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	①地球温暖化対策の推進に関する法律 ②温室効果ガス排出削減等指針 ③ホームページを通じた指針に関する情報発信		
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	①地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の削減を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図る。 ②事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減等及び日常生活における温室効果ガスの排出削減への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図る。 ③排出削減等指針で規定された各対策の詳細情報を整理した個票や各主体向けの取組ガイドの掲載により、事業者に分かりやすく指針に係る取組を促進する。		
対策・施策の実施に関する目標	—		

番号	25	担当府省庁	環境省
部門	分野横断	対策・施策 の名称	温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度
枝番号	25-1		
対策・施策の内容	温室効果ガスを一定量以上排出する者に、排出量を算定し国に報告することを義務付けるとともに、国が報告されたデータを集計して公表する。 排出量情報を共有するためのプラットフォームや共通フォーマットがなく、企業間で排出量情報を共有するのに手間がかかっている。このため、排出量算定及びデータ共有・報告のための基盤を整備し、大企業・中小企業ともに排出量算定及びデータ共有・報告がし易い環境を整備する。		
国の施策	排出者自らが排出量を算定することにより自主的な排出削減の取組の基盤を確立するとともに、排出量情報の可視化による国民・事業者全般の自主的取組の促進・機運醸成の観点から、地球温暖化対策推進法に基づき、温室効果ガスを一定量以上排出する事業者は、毎年度、自らの排出量を算定し国に報告することを義務付け、報告された情報を国が集計・公表している。報告については、「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム」(EEGS)の活用を原則とすること等により集計・公表の迅速化を図るとともに、報告された情報の公表に当たっては、事業所ごとの情報も含め、当該システムを活用し、利便性の高い形で情報提供を行うことで、情報の活用可能性向上を図る。さらに、事業者・投資家・金融機関のニーズ等も踏まえつつ、排出量情報プラットフォームの在り方を検討するとともに、EEGSの利用価値を向上するための方策や機能拡充等について検討を行う。 また、事業者の脱炭素化への取組をより促進するため、例えば、森林整備による森林吸収やCCUS等の扱いも検討する。さらに、排出量情報に加えて、バリューチェーン全体も含めた削減取組等に関する情報の積極的な報告を促し、報告情報の活用可能性向上を図るとともに、当該情報の提供を行った事業者が評価される方策等についても事業者等の意見も踏まえ検討し、事業者の温室効果ガスの排出削減を促進する。なお、バリューチェーン全体の排出量削減に向けては、国際的なルール形成の動きが進んでいるところ、我が国の事業者による様々な削減の取組が適切に評価されるよう、こうしたルールづくりに積極的に関与していく。		
地方公共団体が実施することが期待される施策例	—		
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	排出量算定・データ共有の基盤整備事業		
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	①温対法等に基づく報告と温室効果ガス排出に関する情報の統合管理を目的とする「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム」(EEGS)について、保守・運用や問合せ対応を行う。 ②排出量算定・データ共有に係る企業ニーズの高まり等を踏まえ、以下の改修を行う。 ・「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」(SHK制度)の見直しを受けたアルゴリズムの変更・追加(国家インベントリを踏まえた算定方法の変更等を想定) ・SHK制度の対象外である事業者が、EEGSを使って排出量算定や削減取組情報の入力を容易に行える環境の整備 等 ③企業・投資家・金融機関のニーズ等も踏まえつつ、排出量情報プラットフォームの在り方を検討するとともに、EEGSの利用価値を向上するための方策や機能拡充等について検討を行う。		
対策・施策の実施に関する目標	—		

番号	26	担当府省庁	環境省
部門	分野横断	対策・施策の名称	事業活動における環境への配慮の促進
枝番号	26-1		
対策・施策の内容	バリューチェーン全体における温室効果ガス排出量を把握・管理するための基盤整備を行う。 バリューチェーンにおける自社以外の排出削減努力を自社の排出量に反映できるScope3排出量算定方法や製品単位での排出量算定方法の検討やバリューチェーン全体での脱炭素化促進に向けての情報発信が重要。また、TCFD提言に沿ったシナリオ分析の実施に必要なデータ収集が企業にとって負担となっている。これらの課題に対して、モデル事業の実施による支援及びそれらから得られた知見や取組事例等をガイドブックとして作成することにより、バリューチェーンの脱炭素化を支援し、情報発信を通じて企業の脱炭素化と競争力強化を図り、裾野を拡げていく。		
国の施策	・バリューチェーン全体における情報の開示との比較可能性や信頼性の向上推進のための取組などを進めていく。一方、生物多様性や循環経済など、気候変動以外の情報開示の取組が拡がりつつあることを踏まえ、企業に過度な負担を与えることなく、わかりやすく適切な開示のあり方についても検討していく。 ・中堅・中小企業の脱炭素経営を進めるべく、普段から中堅・中小企業との接点を持っている地域金融機関、商工会議所等の経済団体や地方公共団体が連携して地域ぐるみで支援する体制を構築するとともに、ネット・ゼロ実現への対応策についての情報収集（知る）、自社の排出量等を把握する（測る）、排出量等を削減する（減らす）、といった取組段階に応じた「知る」「測る」「減らす」のステップを通じた脱炭素化を促進する。 ・企業の情報開示や削減目標設定・計画策定等に関して、国が技術的助言を行う。排出量の算定・削減に当たっては、バリューチェーン全体での排出量の算定・削減を促進する。また、中小企業の脱炭素化に対する地域の支援体制も強化する。さらに、製品・サービスのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の見える化を促進することで、消費者からも脱炭素経営が評価される環境を整備する。		
地方公共団体が実施することが期待される施策例	—		
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	①脱炭素経営の戦略策定・情報開示等支援事業 ②地域ぐるみでの中小企業支援体制構築事業 ③バリューチェーン全体での排出削減計画策定支援事業		
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	①気候変動対策を中心としてISSB・TNFD等に沿った、企業の事業戦略策定、情報開示促進・内容の高度化に向け、国内外動向及び事例調査やモデル事業、また普及啓発に向けた施策を実施し、その知見や成果を踏まえたガイドブック等を拡充する。 ②普段から中小企業との接点を持っている地域金融機関・商工会議所等の経済団体等と地方公共団体が連携し、地域内中小企業の脱炭素経営普及を目指す、地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制の構築に係る実証及び、過年度に支援した地域のフォローアップの実施や脱炭素化支援に関する資格制度の運用等を通じて、各地域の中小企業の脱炭素化を先導する人材育成や体制構築を推進する。 ③自社とそのサプライヤー又は業界団体等が連携して行う取組（サプライヤーエンゲージメント）に関するモデル事業を通じ削減計画策定や具体的な削減取組の検討及び業界団体におけるScope3算定ルール共通化等に向けた支援を実施し、それらを踏まえて、バリューチェーン全体で排出削減を進める上での技術的なポイントや事例をまとめたガイドブックを改定する。		
対策・施策の実施に関する目標	—		

枝番号	26-2
対策・施策の内容	中小企業にも脱炭素経営が求められつつある中、中小企業個社では脱炭素化の意義・メリットや具体的に取り組むべき内容が分からない、取組についてどこに相談したら良いか分からない、といった中小企業が多数存在。このため、中小企業を支援する支援機関向けにモデル事業による支援やガイドブック作成により、地域ぐるみでの中小企業支援体制構築による支援人材の育成、あるいは企業・業界団体によるへのエンゲージメントを通じて、「知る」「測る」「減らす」の3ステップに沿った、企業の脱炭素化と競争力強化を図る。
国の施策	温室効果ガスの排出削減に向け、環境配慮の視点を経済活動に適切に織り込むとともに、事業活動における投資や技術開発を促進する。 具体的には、①商品・サービス、金融市場において環境の価値が認められ、事業者に対し環境配慮を求める意識が浸透する、②供給者が環境配慮型の事業活動を行うとともに、需要者側に分かりやすい情報を提供する、③消費者等にその情報が正確に届くことにより、環境配慮型の事業者や商品・サービスが評価・選択される、といった一連の取組により、環境配慮を実施している事業者が便益を享受できる基盤の整備を推進する。 このため、排出削減等指針等に基づき、事業者が、自主的・積極的に環境に配慮した事業活動に取り組むことを推進する。 また、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号）に基づく事業者の環境情報の公表等を通じ、事業者や国民による環境情報の利用の促進を図り、環境に配慮した事業活動や環境配慮型製品が社会や市場から高く評価されるための条件整備等を行う。そのために、サプライチェーン全体における情報の開示との比較可能性や信頼性の向上推進のための取組などを進めていく。一方、生物多様性や循環経済など、気候変動以外の情報開示の取組が拡がりつつあることを踏まえ、企業に過度な負担を与えることなく、わかりやすく適切な開示のあり方についても検討していく。 さらに、ISO14001や中堅・中小企業向けエコアクション21などPDCAサイクルを備えた環境マネジメントシステムの普及を進め、環境経営の実効性を高めていくとともに、企業における従業員の教育を促すことで、事業活動における更なる環境配慮の促進を図る。 とりわけ、中堅・中小企業の脱炭素経営を進めるべく、普段から中堅・中小企業との接点を持っている地域金融機関、商工会議所等の経済団体や地方公共団体が連携して地域ぐるみで支援する体制を構築するとともに、「知る」「測る」「減らす」のステップを通じた脱炭素化を促進する。また、EEGS等も活用し、報告義務のない中堅・中小企業が排出量算定・公表を容易にできる環境を整備し、削減目標・計画の策定や脱炭素設備投資の推進を図る。 加えて、ビジネスと人権に関する取組の一環として、従来の人権デュー・ディリジェンスに加え、環境問題に対するリスクマネジメントである環境デュー・ディリジェンスの取組が重要である。責任あるバリューチェーンの実現に向けて企業に対する環境デュー・ディリジェンスの取組の周知徹底や普及啓発を促進する。
地方公共団体が実施することが期待される施策例	—
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	①地域ぐるみでの中小企業支援体制構築事業 ②バリューチェーン全体での排出削減計画策定支援事業
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	①普段から中小企業との接点を持っている地域金融機関・商工会議所等の経済団体等と地方公共団体が連携し、地域内中小企業の脱炭素経営普及を目指す、地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制の構築に係る実証や脱炭素化支援に関する資格制度の運用等を通じて、各地域の中小企業の脱炭素化を先導する人材を育成する。 省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）の拡充等により、中堅・中小企業の排出量算定・公表がより容易にできる環境を整備する。 ②大企業のみならずサプライチェーンを構成する中堅・中小企業も含めたVC全体での排出量の把握や削減に向けて、特にエンゲージメントを重要な取組と捉え、意識醸成からGHGの削減に係る取組が推進できるよう環境を整備する。
対策・施策の実施に関する目標	—

番号	27	担当府省庁	環境省
部門	分野横断	対策・施策の名称	成長志向型カーボンプライシング

枝番号	27-1
対策・施策の内容	GX推進法及びGX推進戦略に基づき、排出量取引制度や炭素に対する賦課金を含む成長志向型カーボンプライシングの実現・実行を進めていく
国の施策	カーボンプライシングなどの市場メカニズムを用いる経済的手法については、2023年5月に成立した脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和5年法律第32号）及び同法に基づく脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（令和5年7月28日閣議決定）において、排出量取引制度及び化石燃料賦課金を含む「成長志向型カーボンプライシング」を実現・実行することとしている。現在自主的な枠組みであるGXリーグにおいて試行的に実施している排出量取引制度については、2026年度より本格稼働することとしており、一定以上の排出を行う企業を制度の対象とし、業種特性及びトランジション期の取組等を考慮して策定された政府指針を踏まえた削減目標の設定、効率的な排出削減を求めていくこととなる。政府としては、本格稼働に向け、引き続き法制化や関連政省令の整備等に取り組んでいく。また、排出量の多い発電事業者に対する2033年度以降の「有償オークション」の段階的な導入についても、引き続き検討していく。化石燃料賦課金については、炭素排出に対する一律のカーボンプライシングとして、2028年度以降、化石燃料の輸入事業者等を対象に、当初低い負担で導入した上で徐々に引き上げていくこととしている。
地方公共団体が実施することが期待される施策例	—
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	成長志向型カーボンプライシング
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	カーボンプライシング調査事業
対策・施策の実施に関する目標	—

番号	28	担当府省庁	環境省
部門	分野横断	対策・施策の名称	税制のグリーン化及び地球温暖化対策税の有効活用

枝番号	28-1
対策・施策の内容	・環境関連税制等の環境効果等について、諸外国の状況を含め、総合的・体系的に調査・分析を行うことにより、脱炭素化の促進をはじめとする地球温暖化対策に取り組む。 ・2012 年 10 月から施行されている地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例の税収を活用することで、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策を着実に実施する。
国の施策	環境関連税制等のグリーン化については、2050年ネットゼロの実現に向けた重要な施策である。このため、環境関連税制等の環境効果等について、諸外国の状況を含め、総合的・体系的に調査・分析を行うなど、地球温暖化対策に取り組む。 2012年10月から施行されている地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例の税収を活用して、各省が連携して縦割りを排しつつ、事業の特性に応じて費用対効果の高い施策に重点化するなど、ワイズスペンディングを強化しながら、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出削減の諸施策を着実に実施していく。
地方公共団体が実施することが期待される施策例	—
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	税制のグリーン化及び地球温暖化対策税の有効活用
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	・税制全体のグリーン化推進検討業務 ・地球温暖化対策税の有効活用
対策・施策の実施に関する目標	—

番号	29	担当府省庁	環境省
部門	分野横断	対策・施策の名称	サステナブルファイナンスの推進
枝番号	29-1		
対策・施策の内容	・「クライメート・イノベーション・ファイナンス戦略 2020」（令和2年9月16日経済産業省策定）を踏まえ、関係府省庁の連携の下、再生可能エネルギー等（グリーン）に加えて、省エネルギー等の着実な低炭素化の取組などの脱炭素への移行（トランジション）、脱炭素化に向けた革新的技術（イノベーション）へのファイナンスを一体的に進めていく。 ・グリーンに関しては、発行体制の構築促進やガイドラインの拡充等の市場整備を通じて、グリーンボンドをはじめとするグリーンファイナンスの推進を進めていく。 ・脱炭素社会の実現に向け、長期的な戦略にのっとった温室効果ガス排出削減の取組に対して資金供給するトランジション・ファイナンスに関し、「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」（令和3年5月7日金融庁、経済産業省、環境省策定）に基づき、一足飛びには脱炭素化できない多排出産業向けの分野別ロードマップの策定等を通じて、脱炭素への移行（トランジション）やイノベーションに取り組む企業に対する投資を促進するとともに、世界のカーボンニュートラル実現に向け、アジアのトランジションを支援していく。 ・TCFDガイダンスやグリーンファイナンスに関する国内向けガイドライン、シナリオ分析ガイドの策定・改訂・普及、企業や金融機関によるシナリオ分析の支援等を通じ、開示及び対話の促進や質の向上を図る。 ・地域の脱炭素化を地域における経済と環境の好循環の創出につなげるため、国としての明確なビジョンを示すとともに、地方公共団体等と連携する先進的な地域金融機関による、地域資源を活用したビジネス構築や地域課題の解決のモデルづくりを推進することで、環境・経済・社会へのインパクトを重視したESG地域金融の取組を促進する。 ・金融・投資分野の各業界トップが一堂に会する「ESG金融ハイレベル・パネル」の開催を通じ、ESG金融へのモメンタムの醸成を行い、金融を通じて環境や社会にポジティブなインパクトを生み出すための議論を進める。		
国の施策	パリ協定の目指す社会の実現に向けては、気候変動対策やイノベーションに取り組む企業に対して民間投資を一層促す必要があり、ファイナンスの役割の重要性が高まっている。世界では、中長期的な投資リスクの低減及び投資リターンの向上の観点から環境（Environment）・社会（Society）・ガバナンス（Governance）要素を投融資判断に組み込む「ESG金融」をはじめとしたサステナブルファイナンスが普及・拡大しており、国際的に金融市場では気候変動リスク等を投融資判断に加えることがスタンダードとなりつつある。また、我が国においても、近年ESG投資規模は大きく拡大している。 同時に、気候関連財務情報に関する情報開示に関する要請も高まっており、欧州を中心に、金融商品のラベリングへの規制や金融機関の投融資先の温室効果ガス排出量（ファイナンスド・エミッション）などサステナビリティに関する開示の義務化を進める動きがある。こうした動きを踏まえ、金融機関においては、排出量の削減方策の検討をはじめとする自らのポートフォリオ全体での気候変動対応を進めていくことが重要となっている。 我が国として、脱炭素社会の実現に向けて、地球温暖化対策に資する事業等に対して国内外の環境関連投資を呼び込むためにも、国際的な動向を踏まえ、ESG金融をはじめとしたサステナブルファイナンスを推進する。		
地方公共団体が実施することが期待される施策例	—		
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	サステナブルファイナンスの推進		

対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	・金融のグリーン化推進事業 ・グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業 ・ESG金融実践促進事業 ・金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業 ・脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業
対策・施策の実施に関する目標	—

番号	30	担当府省庁	経済産業省
部門	分野横断	対策・施策 の名称	GX市場創造
枝番号	30-1		
対策・施策の内容	成長のための継続した投資には、将来の需要に対する継続した期待が不可欠である。他方、高度成長期に見られた人口ボーナスによる物量としての需要拡大は見込めず、今後は社会課題の解決を目指すことで生じる需要が成長投資には不可欠となるが、こうした需要は製造業における脱炭素プロセスへの転換のようにコストアップを伴い、またそれに見合う価値が顕在化していないため、市場メカニズムのみでは需給の循環が生じづらい。 特にCNへの取組においては、新たな脱炭素エネルギーが導入や脱炭素エネルギーに転換される規模・タイミング・コストなどの面で不確実性が高く、安定した需要を生み出しづらい。 このため、GX分野の新たな産業創出に向け、需要に着目した政府の取組を進めていく。		
国の施策	・CFP、排出削減量に着目した指標（削減実績量、削減貢献量等）の活用に関する検討を進め、例えば、投資促進策におけるプロジェクト選定プロセスでの活用などを検討するとともに、脱炭素に資する我が国の製品・サービスが国際社会でも評価されるよう、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）における「今後10年のためのアクションプラン」をはじめ、GHGプロトコルやISO、産業別の国際的なイニシアティブによるガイドラインなど、国際的なルール形成にも積極的に協力し、普及を促進する。 ・グリーンスチールやグリーンケミカルなど、市場メカニズムのみでは需給の循環が生じにくいGX製品・サービスを率先して調達する意向のある企業に対する評価を向上させ、当該企業による調達インセンティブを高めるため、GXリーグにおいて創設された「GX率先実行宣言」を活用し、企業による主体的な取組を進める。 ・GXリーグにおいて、自社の排出量と比較してサプライチェーン全体での排出量が多い企業について、Scope1, 2に加えてScope3（特に上流部分）の排出削減現目標を設定し、その達成のために、GX製品・サービスの積極調達を行うことや、サプライチェーン上の中小企業の排出削減への取組を支援することを奨励するなど、サプライチェーン全体での排出削減を促進するための仕組みを検討し、GX製品・サービスが積極的に選ばれる市場の創出に向けた機運醸成を進めていく。		
地方公共団体が実施することが期待される施策例	—		
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	新たなGX産業につながる市場創出		
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	・GX価値の見える化 ・民間企業の調達促進		
対策・施策の実施に関する目標	—		

番号	31	担当府省庁	環境省
部門	分野横断	対策・施策の名称	循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

枝番号	31-1
対策・施策の内容	・製造業・小売業等と廃棄物処理・リサイクル業の連携強化による資源循環・再生材の供給利用拡大を進める。 ・再資源化事業等高度化法に基づき、脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進する。 ・機械化・AI導入促進など再資源化の高度化を進める。 ・国内外の資源循環ネットワーク拠点を整備し、再生材の供給拡大につなげる。 ・地域の再生可能資源の地域内での活用などにより、多種多様な地域の資源循環システムの構築を進める。
国の施策	製造業・小売業等と廃棄物処理・リサイクル業の連携強化による資源循環・再生材の供給利用拡大に向けて、再資源化事業等高度化法に基づき、脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進する。また、機械化・AI導入促進など再資源化の高度化を進めるとともに、国内外の資源循環ネットワーク拠点を整備し、再生材の供給拡大につなげる。さらに、地域の再生可能資源の地域内での活用などにより、多種多様な地域の資源循環システムの構築を進める。
地方公共団体が実施することが期待される施策例	・地域の市民、事業者、NPO・NGO等の各主体間の連携・協働を促進するコーディネーター役として地域の循環資源を活用した資源循環システムを構築
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	・各リサイクル法及び再資源化事業等高度化法 ・高度なリサイクル設備の導入 ・資源循環ネットワーク形成及び拠点構築 ・地域資源循環促進の支援
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	・各リサイクル法に基づくリサイクル・資源循環の促進。再資源化事業等高度化法に基づく、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置。 ・金属やプラスチック等の再生材の供給を拡大するため、高度なリサイクル設備等の導入に対する支援 ・資源循環ネットワークの形成及び拠点の戦略的構築を通じた、国内における効率的なリサイクル体制の整備 ・地域の資源循環促進のための中核人材の育成や資源循環に取り組もうとする自治体の支援
対策・施策の実施に関する目標	—

番号	32	担当府省庁	環境省
部門	基盤的施策	対策・施策 の名称	国連気候変動枠組条約等に基づく温室効果ガス排出・吸収量の算定・公表のための国内体制の整備

枝番号	32-1
対策・施策の内容	・国連気候変動枠組条約等に基づき温室効果ガス排出量・吸収量を算定し、作成した温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）を国連に提出する。 ・温室効果ガスの排出・吸収実態をより正確に把握するとともに、対策の実施状況の評価手法を精査するため、温室効果ガス排出・吸収量の算定の更なる精緻化を図る。 ・COP24決定等を踏まえて定期的に求められる国別報告書、隔年透明性報告書等の提出、国際的評価・審査等の対応を行う。 ・吸収源による吸収（又は排出）量の測定・監視・報告に当たり、活動量及び土地利用変化に係る情報を継続的に整備していくとともに、森林等における温室効果ガスの吸収・排出メカニズムに関する調査・研究を推進する。
国の施策	これまで、国連気候変動枠組条約等に基づき、温室効果ガス排出・吸収量を算定し、作成した温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）を国連に提出してきたところである。引き続き、パリ協定下の透明性枠組みの下で、世界全体の実施状況の検討（グローバル・ストックテイク）を見据えつつ、環境省を中心とした関係府省庁等で協力し、排出・吸収量の算定・公表を行う国内体制の整備や品質保証・管理、国連気候変動枠組条約等に基づき派遣される専門家審査チームの審査への対応等を行う。 また、温室効果ガスの排出・吸収実態をより正確に把握するとともに、対策の実施状況の評価手法を精査するため、関係府省庁等と協力して、活動量として用いる統計等の整備、エネルギー消費原単位や温室効果ガス排出係数の算定、温室効果ガスの計測方法、CCU等の最新技術に関連する排出・吸収量の算定・計上方法等に係る調査・研究を進め、温室効果ガス排出・吸収量の算定の更なる精緻化を図る。 加えて、国連気候変動枠組条約及びパリ協定並びに関連する決定等を踏まえて定期的に求められる国別報告書、隔年透明性報告書等の提出や国際的評価・審査等の対応を行う。 一方、吸収源による吸収（又は排出）量の測定・監視・報告に当たっては、IPCCガイドラインや京都議定書補足的方法論ガイダンス等を用いて温室効果ガスの排出・吸収量の算定・計上を行っている。データの精度を向上させるため、MRVIに必要な活動量及び土地利用変化に係る情報を継続的に整備していくとともに、森林等における温室効果ガスの吸収・排出メカニズムに関する調査・研究を推進する。
地方公共団体が実施することが期待される施策例	—
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	①温室効果ガス排出量の算定及びインベントリの作成、国別報告書等の作成及び国際的評価・審査対応。 ②温室効果ガス排出・吸収量算定方法の精緻化
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	①国内体制の整備 ②温室効果ガス排出量算定方法検討会の開催
対策・施策の実施に関する目標	—

番号	33	担当府省庁	農林水産省
部門	基盤的施策	対策・施策の名称	森林吸収量の算定方法の改善

枝番号	33-1
対策・施策の内容	森林吸収量の算定について、成長モデルを活用して森林蓄積変化量を間接的に推計する現行の方法を改め、森林生態系多様性基礎調査の異なる時点の調査結果を直接比較して森林蓄積変化量を推計する方法へ移行することを検討
国の施策	・必要なデータの収集・分析 ・データ精査の仕組みの構築 ・森林生態系多様性基礎調査の調査結果を用いた算定方法の確立
地方公共団体が実施することが期待される施策例	—
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	①森林生態系多様性基礎調査 ②森林吸収源インベントリ調査
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	①全国の定点観測網において植生調査、立木調査等を実施するとともに、コントロール調査等により調査精度の維持・向上を図る。 ②土壌等の必要なデータを収集・分析するとともに、①を用いた森林吸収量の算定精度の向上や効率化等に取り組む。
対策・施策の実施に関する目標	—

番号	34	担当府省庁	環境省
部門	基盤的施策	対策・施策 の名称	地球温暖化対策技術開発と社会実装

枝番号	34-1
対策・施策の内容	温室効果ガス削減量の拡大及び削減コストの低減を促し、それが社会に広く普及することにより、将来にわたる大きな温室効果ガス排出量の削減を実現する、地球温暖化対策技術の開発・実証に取り組む。
国の施策	地球温暖化対策技術の開発・実証は、温室効果ガス削減量の拡大及び削減コストの低減を促し、それが社会に広く普及することにより、将来にわたる大きな温室効果ガス排出量の削減を実現する取組である。科学技術・イノベーション基本計画や脱炭素成長型経済構造移行推進戦略等を踏まえ、スタートアップ企業を含む様々な主体の参画を得つつ、省エネルギーの徹底、電化の促進と電力の脱炭素化（再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた技術の加速度的普及、安全最優先での原子力利用、次世代革新炉の技術開発）を進めるとともに、次世代型太陽電池、次世代半導体、革新的触媒、潮流発電、人工光合成やメタネーションを含むCCUS/カーボンリサイクル、水素等の革新的イノベーションを強力に推進する。その際、脱炭素社会の実現に必要な技術の開発、実証及び実装の状況を、地球温暖化対策推進本部において毎年度実施するフォローアップの中で把握し、その結果を進捗状況点検の結果とともに公表することで、不足する技術の特定及び開発を進めるとともに、既存技術の社会実装を促進する。また、技術導入、社会実装を促すべく、「デコ活」等の推進を通じた脱炭素型製品・サービス等の大規模な需要創出と行動変容・ライフスタイル転換の促進、地域脱炭素の加速化と国民理解の醸成を図るとともに、必要な制度・基準などの仕組みも検討する。 また、グリーン成長戦略において実行計画を策定している重点分野又はGX実現に向けた基本方針に基づく今後の道行きが示されている主要分野のうち、特に政策効果が大きく、社会実装までを見据えて長期間の継続支援が必要な領域においては、令和2年度に造成したグリーンイノベーション基金を活用した支援を行う。官民で野心的かつ具体的目標を共有した上で、これに経営課題として取り組む企業等に対して、革新的技術の研究開発・実証から社会実装までを継続して支援する。その際、「技術で勝って、ビジネスでも勝つ」ため、開発した技術の社会実装に向けて、規制改革、標準化、国際連携、さらには導入支援等の政策も総合的に講じながら取組を推進する。これまでに20プロジェクトを組成し、2兆円を超える支援先が決定し、CO₂の排出量を大幅に削減する水素還元製鉄、日本発の次世代型太陽電池であるペロブスカイト太陽電池、水素を大量に輸送する液化水素運搬船、アジア等の脱炭素に大きく貢献するアンモニア専焼、次世代の全固体型蓄電池等の分野で、世界トップレベルの技術開発が進展している。 さらに、GX実現に向けた投資促進策を具体化すべく2023年12月にとりまとめた分野別投資戦略に基づき、16の重点分野について、排出削減を効果的・効率的に実現する技術のうち、特に産業競争力強化・経済成長に効果の高いものに対して、GX経済移行債を活用した「投資促進策」を講じていく。この際、企業投資・需要側の行動を変えていく仕組みにつながる規制・制度面の措置も一体的に講ずることとする。 加えて、2023年度から開始した戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第3期課題（「スマートエネルギーマネジメントシステムの構築」及び「サーキュラーエコノミーシステムの構築」）において、再生可能エネルギー由来の熱、水素等を包含するエネルギーマネジメントシステムの高度化、プラスチックの循環経済システムの確立に向けた研究開発を行う。 さらには、ムーンショット型研究開発制度の2050年目標（「地球環境再生に向けた持続可能な資源循環を実現」及び「未利用の生物機能等のフル活用により、地球規模でムリ・ムダのない持続的な食料供給産業を創出」）の達成に向け、必要な研究開発を推進するとともに、国際情勢や技術動向を整理し、挑戦的な研究開発を含め、機動的なポートフォリオの見直しを行うほか、事業化や社会実装に向けた取組を加速する。 そのほか、新たな発想に基づく革新的な脱炭素化技術シーズが絶えず創出されるよう、大学等において基礎研究を着実に実施していくとともに、脱炭素社会構築に貢献するイノベーションのアイデアと、その社会実装が期待できる実績等を有する者を表彰し、イノベーションの発掘及び社会実装を加速化する取組等を進めていく。 国及び地方の脱炭素化等への対応を加速するため、総合知や多様なネットワークを有する大学等の力を結集し、大学等の研究成果を国や地方の具体的政策や技術の社会実装に結び付けるための分野融合的な研究を推進するとともに、大学等間及び産学官の連携強化のための体制を整備し、地域における大学の「知の拠点」としての機能を一層強化する。

地方公共団体が実施することが期待される施策例	—
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	(内閣府) ①戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)「スマートエネルギーマネジメントシステムの構築」「サーキュラーエコノミーシステムの構築」 (文部科学省) ①革新的パワーエレクトロニクス創出基盤技術研究開発事業 ②次世代X-nics半導体創生拠点形成事業 ③未来社会創造事業「地球規模課題である低炭素社会の実現」領域 ④大学の力を結集した、地域の脱炭素化加速のための基盤研究開発 ⑤革新的GX技術創出事業(GteX) ⑥戦略的創造研究推進事業先端的カーボンニュートラル技術開発(ALCA-Next) (農林水産省) ムーンショット目標「未利用の生物機能等のフル活用により、地球規模でムリ・ムダのない持続的な食料供給産業を創出」の推進 (経済産業省) ①グリーンイノベーション基金 ②ムーンショット目標「2050年までに、地球環境再生に向けた持続可能な資源循環を実現」の推進 (環境省) ①地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業(一部、国土交通省・農林水産省連携事業) ②革新的な省CO2実現のための部材や素材の社会実装・普及展開加速化事業 ③地域資源循環を通じた脱炭素化に向けた革新的触媒技術の開発・実証事業(文部科学省連携事業) ④CCUS早期社会実装のための環境調和の確保及び脱炭素・循環型社会モデル構築事業 ⑤民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業(うち、浮体式洋上風力導入促進事業) ⑥産業車両等の脱炭素化促進事業(うち、LNG・メタノール燃料システム等の導入支援事業)(国土交通省連携事業)

対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	(内閣府) ① 再生可能エネルギー由来の熱、水素等を包含するエネルギーマネジメントシステムの高度化、プラスチックの循環経済システムの確立に向けた研究開発等を通じて、2050年カーボンニュートラルの実現に資する研究を推進。 (文部科学省) ① 我が国が強みを有する窒化ガリウム（GaN）等の次世代パワー半導体の研究開発と、その特性を最大限活用したパワーエレ機器等の実用化に向けて、回路システムや受動素子等のトータルシステムとして一体的な研究開発を推進。 ② 2035～2040年頃の社会で求められる半導体集積回路の創生に向けた新たな切り口による研究開発と将来の半導体産業を牽引する人材の育成を推進するため、アカデミアにおける中核的な拠点の形成を推進。 ③ 2050年の社会実装を目指し、温室効果ガス大幅削減に資する、従来技術の延長線上にない革新的技術の探索・育成を推進。 ④ 地域におけるカーボンニュートラル実現に向けた取組を加速するために必要な基盤的な研究開発を推進し、すべての地域で活用できるような汎用的な知を創出、及び大学等の連携体制を構築し、地域の取組を加速。 ⑤ 2050年カーボンニュートラル実現や将来の産業の成長に向けて、非連続なイノベーションをもたらす「革新的GX技術」の創出を目指し、オールジャパンのチーム型研究開発を展開。 ⑥ 2050年カーボンニュートラル実現等への貢献を目指し、幅広いチャレンジングな提案を募り、様々な技術シーズを育成する探索型の研究開発を推進。 (農林水産省) ムーンショット目標の達成に向けて、現在実施中のプロジェクトについて毎年度、外部評価を行い、その結果を踏まえてポートフォリオを不断に見直ししながら引き続き推進。 (経済産業省) ① グリーン成長戦略の重点分野又は「GX実現に向けた基本方針」に基づく今後の道行きが示されている主要分野のうち、特に政策効果が大きく、社会実装までを見据えて長期間の継続支援が必要な領域において、革新的技術の研究開発から社会実装までを継続して支援。 ② ムーンショット目標の達成に向けて、現在実施中のプロジェクトについて、ポートフォリオの見直しをしながら引き続きプロジェクトを実施。 (環境省) ① 将来的な対策強化が政策的に必要となる分野のうち、現行の対策が十分でない、又は、更なる対策の深掘りが可能な技術やシステムの内容及び性能等の要件を示した上で、早期の社会実装を目指した技術開発・実証を重点的に支援することにより、将来的な地球温暖化対策強化につながる効果的な技術の確立を推進。 ② 高品質窒化ガリウム（GaN）基板を活用したGaNインバーターの実用化を目指して、種結晶、ウエハ、パワーデバイス及びインバーター技術について一貫通貫での開発・実証を行うとともに、レーザーやサーバー等に組み込まれている各種デバイスを、高品質GaN基板を用いることで高効率化し、徹底したエネルギー消費量の削減を実現するための技術開発及び実証を実施していく。また、CNF製品の製造を目指す事業者に対するCNFのサンプル提供と性能評価支援により、各事業者の特性に応じたCNF材料をマッチングさせることで、CNFの社会実装に向けた取組を推進していく。 ③ 地域資源の活用・循環を可能とし、大幅なCO₂削減やサーキュラーエコノミーを実現するため、希少金属依存を低減した高性能かつ比較的安価な触媒技術等に係る技術開発・実証を支援し、社会実装の促進を図る。 ④ ICCUSの本格的な社会実装と環境調和の確保のため、商用化規模におけるCO₂分離回収・有効利用技術等の確立とともに、脱炭素・循環型社会のモデル構築を通じ、実用展開に向けた実証拠点・サプライチェーン構築を検討する。 ⑤ 浮体式洋上風力発電の高い導入ポテンシャルを有している我が国において導入を促進するため、導入計画の策定に必要な実地調査や関係者への理解醸成等の実施や、地元の関係者の理解醸成に資するビジネスモデル/手法の確立の検討として、以下の事項に取り組む。 ・ エネルギーの地産地消を目指す地域における計画策定事業 ・ 漁業関係者等の理解醸成に資する海洋生態系観測システム実証事業 ⑥ 船舶分野におけるさらなるCO₂排出削減のため、LNG燃料やメタノール燃料を使用した脱炭素化推進システム及び最新の省CO₂機器を組み合わせた先進的なシステムの普及促進を図る。
対策・施策の実施に関する目標	—

番号	35	担当府省庁	環境省
部門	基盤的施策	対策・施策 の名称	気候変動に係る研究の推進、観測・監視体制の強化

枝番号	35-1
対策・施策の内容	・従前からの取組を踏まえ、継続的な気候モデルの開発を通じた、気候変動や温室効果ガス等の物質循環のメカニズムの解明及び日本域を中心としたより高精度な気候予測データの創出、極端現象に対する地球温暖化の寄与を定量的に評価するイベントアトリビューション手法等を活用した地球温暖化の現状把握と予測及びそのために必要な技術開発の推進、地球温暖化が環境、社会・経済に与える影響の評価、温室効果ガスの削減及び適応策との統合的な取組等の研究を、国際協力を図りつつ、戦略的に推進する。 ・温室効果ガス、気候変動及びその影響等を把握するための総合的な観測・監視体制を強化する。 ・温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)及び2018年10月に打ち上げた「いぶき2号」(GOSAT-2)による宇宙からの温室効果ガスの全球多点観測、アジア・オセアニア域の包括的な大気観測、アジア地域の陸域炭素循環観測拠点での生態系モニタリング体制の構築、海洋の二酸化炭素の観測網の整備、雪氷圏・沿岸域等の気候変動に脆弱な地域での地球温暖化影響モニタリング、データ統合・解析システム(DIAS)等を通じ地球観測データや気候変動予測データ等の地球環境ビッグデータの利活用を推進する。 ・海洋気象観測船による表層から深層までの水温・塩分・二酸化炭素の観測等を継続する。 ・2015年7月から運用を開始した静止気象衛星「ひまわり8号及び9号」により、海面の温度、海氷の分布、大気中の微粒子等を観測し、地球環境の観測・監視を行う。 ・GOSAT、GOSAT-2に続く後継機、温室効果ガス・水循環観測技術衛星(GOSAT-GW)の打上げを目指す等、継続的な観測・監視体制を整備し、観測データを大都市単位あるいは大規模排出源単位でのCO₂排出量の比較・評価に用いることにより、気候変動対策の透明性の向上に貢献する。 ・地球環境の観測・監視や防災をはじめとした気候変動対策を推進するため、最新の観測技術を導入した次期静止気象衛星「ひまわり10号」について、2029年度の運用開始に向けて着実に整備を進める。 ・地球温暖化に関する国際共同研究ネットワーク活動を支援することにより、アジア太平洋地域の脱炭素社会の推進に貢献する。

国の施策	今後、長期的かつ世界的な観点から地球温暖化対策を推進するためには、国内外の最新の科学的知見を継続的に集積していくことが不可欠であり、気候変動に関する研究、観測・監視は、これらの知見の基盤をなす極めて重要な施策である。地球温暖化に係る研究については、従前からの取組を踏まえ、継続的な気候モデルの開発を通じた、気候変動や温室効果ガス等の物質循環のメカニズムの解明及び日本域を中心としたより高精度な気候予測データの創出、極端現象に対する地球温暖化の寄与を定量的に評価するイベント・アトリビューション手法等を活用した地球温暖化の現状把握と予測精度の向上及びそのために必要な技術開発の推進、地球温暖化が環境、社会・経済に与える影響の評価、温室効果ガス排出量の削減及び適応策との統合等の研究を、国際協力を図りつつ、戦略的に推進する。 気候変動に係る観測・監視については、「GEO戦略計画2016-2025」、「The Post-2025 Strategy」、「今後10年の我が国の地球観測の実施方針」及び「WMO全球温室効果ガス監視計画」等を踏まえ、温室効果ガス、気候変動及びその影響等を把握するための総合的な観測・監視体制を強化する。 特に、我が国においては、アジア・オセアニア域の航空機・船舶・地上観測を用いた包括的な大気観測、アジア地域の陸域炭素循環観測拠点での生態系モニタリング体制の構築、水温、pH、二酸化炭素等の海洋環境の観測網の整備、雪氷圏・沿岸域等の気候変動に脆弱な地域での地球温暖化影響モニタリングに取り組むとともに、地球観測データや気候予測データ等の地球環境ビッグデータの蓄積や利活用を推進するためのプラットフォームである「データ統合・解析システム（DIAS）」の長期的・安定的な運用やユーザが活用しやすい環境の整備、及びDIASを活用した気候変動対策に資する研究開発等を推進する。なかでも、北極域においては、海氷の急激な減少をはじめ地球温暖化の影響が最も顕著に現れており、我が国を含めた非北極圏国にも影響を与える全球的な課題となっていること等を踏まえ、北極域の国際研究プラットフォームとなる北極域研究船「みらいⅡ」を整備し、観測データの空白域となっている北極域における科学的知見の充実を図る。また、地球温暖化によって気候システムに蓄積される熱の約9割と人為起源二酸化炭素の約4分の1を吸収するとされる海洋は、地球温暖化の影響を正確に把握するために重要な領域であり、海洋気象観測船による表層から深層までの水温・塩分・二酸化炭素の観測等を継続する。加えて、2015年7月から運用を開始した静止気象衛星「ひまわり」8号及び9号により、海面の温度、海氷の分布、大気中の微粒子等を観測し、地球環境の観測・監視を行う。 さらに、世界初の温室効果ガス観測専用衛星として2009年1月に打ち上げた温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」（GOSAT）及び2018年10月に打ち上げた「いぶき2号」（GOSAT-2）による宇宙からの温室効果ガス観測は我が国が世界をリードしている技術であり、GOSATの観測データにおいては、二酸化炭素及びメタンについてある程度の規模以上の国ごとの排出量の推定が行われるようになった。その強みをいかした観測成果は、気候変動予測の精緻化への貢献に加えて、国内及び国際的な温室効果ガス削減努力をモニタリングするための透明性の高い基盤情報となる。さらに近年では大都市の排出量推定に関する研究や、企業による観測データの活用に向けた取組も実施されている。 各国の取組の促進並びに削減効果測定に向け、3号機となる温室効果ガス・水循環観測技術衛星（GOSAT-GW）打ち上げを目指し、開発を進める。さらに、将来を見据えて温室効果ガスの国際的な観測ミッション構想の検討を引き続き行う。GOSAT-GWでは、GOSAT-2のミッションを発展的に継続するとともに大都市単位あるいは大規模排出源単位での二酸化炭素排出量の把握や、これまでGOSATシリーズにて進めてきた国単位での排出量推計技術の高度化につなげ、温室効果ガスインベントリ報告の透明性の確保を後押しする。また、地球環境の観測・監視や防災をはじめとした気候変動対策を推進するため、最新の観測技術を導入した次期静止気象衛星「ひまわり10号」について、2029年度の運用開始に向けて着実に整備を進める。 国際的な地球温暖化に関する共同研究ネットワーク活動等を支援することにより、アジア太平洋地域における情報・知識・経験の共有を行い、地域の脱炭素社会の推進に貢献する。
地方公共団体が実施することが期待される施策例	—

対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	(文部科学省) ①全球地球観測システム構築の推進に必要な経費（うち気候変動適応戦略イニシアチブ） (環境省) ①環境研究総合推進費 ②地球環境保全試験研究費 ③GOSATシリーズによる地球環境観測事業 ④温室効果ガス観測技術衛星等による排出量検証に向けた技術高度化事業 ⑤脱炭素社会実現に向けた国際研究調査事業 ⑥地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測事業拠出金 ⑦気候変動に関する政府間パネル（IPCC）評価報告書作成支援事業 ⑧気候変動に関する政府間パネル（IPCC）拠出金 ⑨排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	(文部科学省) ①「気候変動予測先端研究プログラム」において、気候モデルの開発等を通じ、気候変動メカニズムの解明や全ての気候変動対策の基盤となるニーズを踏まえた高精度な気候予測データの創出を実施する。また、「地球環境データ統合・解析プラットフォーム事業」において、地球観測データや気候予測データ等の地球環境ビッグデータを蓄積・統合・解析・提供するとともに、これらのデータを利活用した気候変動、防災等の地球規模課題の解決に貢献する研究開発を推進する。 (環境省) ②地球環境の総合的・継続的観測を推進し、長期的かつ国際的な観点から気候変動に関する観測・監視を実施する。 ③GOSATシリーズにより取得した温室効果ガス観測情報を継続的に発信するとともに、各国へのデータ利活用の支援等を行う。また、GOSAT-GW衛星観測システムの設計・製造を行う。 ④GOSAT-2の運用、データ検証及びデータの利用促進のための観測データ処理技術高度化事業、観測精度を更に高度化した3号機の衛星システム（観測センサ、衛星バス、地上システム）の製作・整備、GOSAT-GWの打上げを進める。 ⑤気候中立社会実現のための戦略研究ネットワーク（LCS-RNet）を活用しての欧州の研究機関との連携強化及び海外の最新の研究成果や知見の収集を通じ、脱炭素社会の実現に資する研究調査を更に進める。また、ネットワークを活用して国内研究の成果や知見を発信していく。 ⑥アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）を支援し、気候変動、生物多様性など各分野横断型研究に関する国際共同研究を推進するとともに、アジア太平洋地域の若手研究者及び政策決定者向けの能力強化を進める。
対策・施策の実施に関する目標	—

番号	36	担当府省庁	環境省
部門	分野横断	対策・施策の名称	国の率的取組
枝番号	36-1		
対策・施策の内容	・政府実行計画の実施・点検 ・各府省庁の実施計画の実施・点検		
国の施策	・政府実行計画の実施・点検 ・各府省庁の実施計画の実施・点検		
地方公共団体が実施することが期待される施策例	—		
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）		
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	1 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組 2 建築物の建築、管理等に当たっての取組 3 財やサービスの購入・使用に当たっての取組 4 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮 5 ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等 6 各府省庁の実施計画の策定 7 独立行政法人等における計画策定等に関する取組 8 政府実行計画の推進体制の整備と実施状況の点検		
対策・施策の実施に関する目標	・「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和7年〇月〇日閣議決定）に定める温室効果ガスの削減目標（2013年度比で2030年度50%減、2035年度65%減、2040年度79%減） 【P】		

番号	37	担当府省庁	環境省
部門	分野横断	対策・施策の名称	地方公共団体の率優先的取組と国による促進

枝番号	37-1
対策・施策の内容	地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定、見直しと同実行計画に基づく対策・施策の取組促進を図ることで、温室効果ガス排出量を削減する。
国の施策	地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルの策定、優良な取組事例の収集・共有、地方公共団体職員向けの研修、専門人材の派遣、地方公共団体実行計画の策定・管理等支援システムなどの情報基盤整備、再生可能エネルギー・省エネルギーに関する施設整備や設備導入への支援等を行う。
地方公共団体が実施することが期待される施策例	自らの事務及び事業（廃棄物処理事業、上下水道事業等を含む地方自治法等に定められた全ての行政事務）に関し、国が策定する地方公共団体実行計画の策定・実施マニュアルを参考に、地方公共団体実行計画事務事業編を策定し実施する。
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	地方公共団体の率優先的取組と国による促進
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	地方公共団体： 地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定、見直しと同実行計画に基づく対策施策の取組促進
対策・施策の実施に関する目標	【P】

番号	38	担当府省庁	環境省
部門	分野横断	対策・施策の名称	地方公共団体実行計画区域施策編に基づく取組の推進

枝番号	38-1
対策・施策の内容	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定及び同計画に基づく地域の地球温暖化対策に関する施策の促進を図ることで、温室効果ガス排出量を削減する。
国の施策	地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルの策定、優良な取組事例の収集・共有、地方公共団体職員向けの研修、専門人材の派遣、地域レベルの温室効果ガス排出量インベントリ・推計ツール、地方公共団体実行計画の策定・管理等支援システム、再生可能エネルギー情報提供システム、地域経済循環分析ツールなどの情報基盤整備、再生可能エネルギー・省エネルギーに関する施設整備や設備導入への支援
地方公共団体が実施することが期待される施策例	地域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減等のための施策を推進するため、国が策定する地方公共団体実行計画の策定・実施マニュアルを参考に、地方公共団体実行計画区域施策編を策定し実施する。 なお、特に小規模な市町村については、人員・専門人材不足による困難性や再生可能エネルギー等の効率的な導入・利用の観点を踏まえ、都道府県が、当該都道府県の地方公共団体実行計画区域施策編に基づき実施することや、市町村が、都道府県や連携中枢都市等と共同して計画を策定し実施することも推進する。
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	地方公共団体実行計画（区域施策編）に基づく取組の推進
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定、見直しと同実行計画に基づく対策施策の取組促進
対策・施策の実施に関する目標	【P】

※法律上の策定義務を有する、都道府県、指定都市及び中核市（施行時特例市含む）の策定する計画に限る

番号	39	担当府省庁	環境省
部門	分野横断	対策・施策の名称	「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）の推進等

枝番号	39-1
対策・施策の内容	「デコ活」の推進
国の施策	2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル転換を強力に後押しする。
地方公共団体が実施することが期待される施策例	「デコ活」の推進
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	【住[外]】住宅の省エネ化、再エネの導入（断熱化、太陽光発電等）
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	「くらしの10年ロードマップ」の【住[外]】分野に示されている住宅ストックの省エネ基準適合率向上及び新築戸建住宅等への太陽光発電設備搭載率向上のためのボトルネック解消に向けた対策の実施
対策・施策の実施に関する目標	「くらしの10年ロードマップ」の取組実施状況に関する消費者アンケート調査における項目を対策評価指標とし、対策・施策の実施に関する進捗を評価する。

枝番号	39-2
対策・施策の内容	※ 39-1に同じ
国の施策	※ 39-1に同じ
地方公共団体が実施することが期待される施策例	※ 39-1に同じ
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	【住[内]】エコグッズの選択（LED照明、省エネ家電、高効率給湯器、節水機器、HEMS等）
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	「くらしの10年ロードマップ」の【住[内]】分野に示されている新しく環境に優しい製品（エコグッズ）により、古い家電・製品の置換え及びスマート機器が広く普及するためのボトルネック解消に向けた対策の実施
対策・施策の実施に関する目標	「くらしの10年ロードマップ」の取組実施状況に関する消費者アンケート調査における項目を対策評価指標とし、対策・施策の実施に関する進捗を評価する。

枝番号	39-3
対策・施策の内容	※ 39-1に同じ
国の施策	※ 39-1に同じ
地方公共団体が実施することが期待される施策例	※ 39-1に同じ
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	【衣】クールビズ・ウォームビズ、サステナブルファッションの実践
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	「くらしの10年ロードマップ」の【衣】分野に示されているサステナブルファッションの取組が一般に普及するためのボトルネック解消に向けた対策の実施
対策・施策の実施に関する目標	「くらしの10年ロードマップ」の取組実施状況に関する消費者アンケート調査における項目を対策評価指標とし、対策・施策の実施に関する進捗を評価する。

枝番号	39-4
対策・施策の内容	※ 39-1に同じ
国の施策	※ 39-1に同じ
地方公共団体が実施することが期待される施策例	※ 39-1に同じ
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	【買・食】地産地消・食べきり（食品ロス対策）、ごみの削減・分別（資源循環）
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	「くらしの10年ロードマップ」の【買・食】分野に示されているサステナブルな食習慣及びごみの削減・分別が広く国民で当たり前に実践されるためのボトルネック解消に向けた対策の実施
対策・施策の実施に関する目標	「くらしの10年ロードマップ」の取組実施状況に関する消費者アンケート調査における項目を対策評価指標とし、対策・施策の実施に関する進捗を評価する。

枝番号	39-5
対策・施策の内容	※ 39-1に同じ

国の施策	※ 39-1に同じ
地方公共団体が実施することが期待される施策例	※ 39-1に同じ
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	【職】テレワークの実践
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	「くらしの10年ロードマップ」の【職】分野に示されている望んだ時に最適な場所でテレワークを選択できるためのボトルネック解消に向けた対策の実施
対策・施策の実施に関する目標	「くらしの10年ロードマップ」の取組実施状況に関する消費者アンケート調査における項目を対策評価指標とし、対策・施策の実施に関する進捗を評価する。

枝番号	39-6
対策・施策の内容	※ 39-1に同じ
国の施策	※ 39-1に同じ
地方公共団体が実施することが期待される施策例	※ 39-1に同じ
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	【移】エコドライブの実践、電動車の購入、環境負荷がより少ない移動手段の選択
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	「くらしの10年ロードマップ」の【移】分野に示されているエコドライブが実践されること及び自家用車の購入の検討時に電動車が優先的に検討されることが一般化されるためのボトルネック解消に向けた対策の実施
対策・施策の実施に関する目標	「くらしの10年ロードマップ」の取組実施状況に関する消費者アンケート調査における項目を対策評価指標とし、対策・施策の実施に関する進捗を評価する。

枝番号	39-7
対策・施策の内容	※ 39-1に同じ
国の施策	※ 39-1に同じ
地方公共団体が実施することが期待される施策例	※ 39-1に同じ

対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	【基盤】情報（教育・ナッジ）、インセンティブ等を活用した情報発信
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	「くらしの10年ロードマップ」の【基盤】分野に示されている全国民が必要な教育・知識を得られ、行動変容に資するナッジ等の効果的な情報やインセンティブを受けられるためのボトルネック解消に向けた対策の実施
対策・施策の実施に関する目標	「くらしの10年ロードマップ」の取組実施状況に関する消費者アンケート調査」における項目を対策評価指標とし、対策・施策の実施に関する進捗を評価する。

枝番号	39-8
対策・施策の内容	製品・サービスのカーボンフットプリントの普及
国の施策	企業の排出削減と消費者の行動変容を促進するため、製品・サービスのカーボンフットプリントの普及に取り組む。
地方公共団体が実施することが期待される施策例	—
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	製品・サービスのライフサイクルを通じた温室効果ガス排出量算定・表示推進事業
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	製品・サービス単位での排出量（カーボンフットプリント）の算定・表示の拡大・普及に向けた人材育成等の支援を行う。また、消費者が積極的に脱炭素に貢献する製品・サービスを選択できる社会の実現に向け、業種単位での算定方法・データ共有方法・表示方法等の共通ルール作成に向けた支援等を行う。
対策・施策の実施に関する目標	—

番号	40	担当府省庁	環境省
部門	分野横断	対策・施策 の名称	環境教育及び持続可能な開発のための教育（ESD）の推進
枝番号	40-1		
対策・施策の内容	「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）（以下「環境教育等促進法」という。）等に基づき、国民が、幼少期からその発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう、環境教育の取組を総合的に推進。また、ESD国内実施計画に基づき、持続可能な開発のための教育（ESD）を推進。		
国の施策	気候変動問題の解決には、国民一人一人による日々の生活における取組が非常に重要であり、ライフスタイルの転換が必要である。その推進のためには、知識を伝えるだけでは不十分で、学習者が、地球温暖化について、その現状や人間活動との関係を理解し、自らの課題として身近なところから行動することを目指した教育を推進することが重要である。 我が国が提唱したESDについては、国際的には、持続可能な社会の創り手の育成を通じてSDGsの全てのゴールの実現にESDが寄与すること等を示した国際枠組み「ESD for 2030」が、2019年12月の国連総会において採択されるとともに、国内においては、「ESD for 2030」の理念を踏まえ、オールジャパンで我が国のESDを推進するため、2021年5月に「ESD国内実施計画」を策定し、推進している。 また、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領において「持続可能な社会の創り手」に必要な資質・能力を育成することが掲げられているとともに、第4期教育振興基本計画においても、教育政策全体の総括的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」が掲げられ、ESDの推進が言及されている。さらに、ユネスコスクールによるネットワークを活用した交流等の促進や環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備を推進するとともに、関係省庁が連携して、教員等に対する研修や教材等の提供等を行うことで、環境教育等の取組を推進している。 加えて、2024年5月に全部変更が閣議決定された、環境教育等促進法に基づく基本方針においては、ESDの考え方を踏まえ、環境・経済・社会の統合的向上と具体的な変革に向けた行動促進の視点から、体験活動、多様な主体同士の対話と協働、ICTの活用を通じた学びをあらゆる機会でも推進することが重要としている。 これらを踏まえ、環境教育等促進法に基づく「体験の機会の場」認定制度や人材認定等事業登録制度等を通じた質の高い環境学習拠点の充実や幅広い場での環境教育の推進を図るほか、表彰制度、研修の機会の提供やウェブサイト等における優良事例の積極的な発信等を通じて自発的な取組を促進していく。また、これらの取組を推進するため、ESD活動支援センター等の中間支援機能の充実・活用を図る。さらに、地域における活動を促進するため、地方環境パートナーシップを活用して、地域における協働取組の形成、環境保全活動を行う者を支援する。		
地方公共団体が実施することが期待される施策例	—		
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	①様々な対象者、目的、テーマに応じた教材やプログラムの提供、教材・プログラム、学習施設等に関するインターネットを活用した情報共有 ②環境教育の担い手を育成する研修プログラム ③環境教育等促進法による環境教育等支援団体指定制度、人材認定等事業登録制度及び「体験の機会の場」認定制度の積極的活用の促進 ④優良事例の収集・周知・表彰 ⑤環境教育を含むESDの推進拠点であるユネスコスクール（*）の普及やエコスクール・プラスの推進を通じたホールスクールアプローチによる学校における環境教育の一層の推進（*ユネスコスクール：ユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を实践する学校であり、ユネスコが認定している） ⑥ESD活動支援センター、GEOC、地方環境パートナーシップオフィスを中心とした中間支援機能等を活用した、環境教育・協働取組の充実、人材の育成		

対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	①・「環境学習STATION」、「脱炭素教材」、「学びの地図」等の提供 ・ユネスコスクール公式ウェブサイトにおける情報提供 ・人材認定等事業登録制度（教材開発・提供事業）の普及促進 ②・教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修の実施 ・環境カウンセラー研修の実施 ③・環境教育等支援団体指定制度の運用 ・人材認定等事業登録制度（育成事業、認定事業、教材開発・提供事業）の普及促進 ・体験の機会のある場認定制度の普及促進 ④全国ユース環境活動発表大会等の各種表彰制度及び環境教育・ESD実践動画100選等優良事例の周知 ⑤・ユネスコスクールの普及 ・エコスクール・プラスの推進 ⑥・ESD活動支援センターの中間支援機能を活用した、環境教育の充実、人材の育成 ・地方環境パートナーシップオフィス等を活用した、地域における協働取組の形成、環境保全活動を行う者への支援
対策・施策の実施に関する目標	—

番号	41	担当府省庁	環境省
部門	分野横断	対策・施策の名称	脱炭素先行地域と脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施をはじめとする地域脱炭素の推進（各地の創意工夫を全国展開）

枝番号	41-1
対策・施策の内容	少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」を、2025年度までに選定し、2030年度までに実現し、地方創生に資する地域脱炭素の実現の姿を示す。また、全国津々浦々で取り組むことが望ましい屋根置き型太陽光発電、ゼロ・カーボン・ドライブ等の「重点対策」を行う。さらに、これらの取組の横展開等により、地域脱炭素の加速化・全国展開を図る。加えて、ペロブスカイト太陽電池等の新たな技術等を地域において導入していく。
国の施策	少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」を、2025年度までに選定し、2030年度までに実現し、地方創生に資する地域脱炭素の実現の姿を示す。また、全国津々浦々で取り組むことが望ましい屋根置き型太陽光発電、ゼロ・カーボン・ドライブ等の「重点対策」を行う。さらに、これらの取組の横展開等により、地域脱炭素の加速化・全国展開を図る。加えて、ペロブスカイト太陽電池等の新たな技術等を地域において導入していく。
地方公共団体が実施することが期待される施策例	脱炭素先行地域や重点対策加速化事業の事例等の優良事例や創意工夫も参考に、取組を進める。
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	地域脱炭素推進交付金等
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」を、2025年度までに選定し、2030年度までに実現し、地方創生に資する地域脱炭素の実現の姿を示す。また、全国津々浦々で取り組むことが望ましい屋根置き型太陽光発電、ゼロ・カーボン・ドライブ等の「重点対策」を行う。あわせて、脱炭素先行地域の先進性・モデル性の類型化の情報や優良事例・課題克服事例についての情報発信をさらに積極的に行うとともに、脱炭素先行地域や重点対策加速化事業等で得られた事業性・効率性に関する知見や地方創生に資する優良事例のKPI改善など、より実践的・具体的なノウハウを積極的に周知・発信することで、地域脱炭素の加速化・全国展開を図る。加えて、ペロブスカイト太陽電池等の新たな技術等を地域において導入していく。
対策・施策の実施に関する目標	-

番号	42	担当府省庁	環境省
部門	分野横断	対策・施策の名称	地域の実施体制構築と国の積極支援のメカニズム構築
枝番号	42-1		
対策・施策の内容	地域脱炭素の取組に対し、人材、情報・技術、資金の観点から、国が継続的かつ包括的に支援するスキームを構築し、地方支分部局も連携しつつ、積極的に支援する。		
国の施策	地域脱炭素の取組に対し、人材、情報・技術、資金の観点から、国が継続的かつ包括的に支援するスキームを構築し、地方支分部局も連携しつつ、積極的に支援する。		
地方公共団体が実施することが期待される施策例	—		
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	(人材) 脱炭素まちづくりアドバイザー制度、地方創生人材支援制度、GXアドバイザー等 (情報・技術) 地域経済循環分析ツール、地域指標分析ツール、自治体排出量カルテ等 (資金) 地域脱炭素推進交付金等		
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	(人材) 地方公共団体への専門人材派遣支援スキーム（脱炭素まちづくりアドバイザー制度、地方創生人材支援制度（グリーン専門人材））等について、必要な専門人材プールの拡充を図りつつ実施する。地方公共団体職員向けの脱炭素に関する研修や企業とのネットワーキング等について、関係機関や専門家、企業等と連携しつつ、より実践的な内容となるよう充実させつつ実施する。脱炭素化推進に向けて適切な知識を備えた人材が企業の内外でその機能を発揮できるよう要件を満たす民間資格を認定する「脱炭素アドバイザー資格制度」に基づく認定資格の地域金融機関等における取得を推進する。 (情報) 地域レベルでの温室効果ガス排出量インベントリ・推計ツール、再生可能エネルギー情報提供システム、地域経済循環分析ツール等の情報・技術支援ツールについて、情報の充実を図るとともに、その効果や有用性を含め情報発信を積極的に行う。再生可能エネルギーの自家消費分の情報不足等に対応する観点から、国から地域の事業者や住民向けに支出されている補助事業による温室効果ガス削減量等の情報について、地域単位で積極的に提供することを検討する。 (資金) 地域脱炭素推進交付金や「地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組み」に取りまとめられた関係府省庁の支援ツール、GX 移行債、地域脱炭素に資する地方財政措置、民間投資の呼び込みを一層促進するための金融手段の活用などにより支援を実施する。株式会社脱炭素化支援機構（JICN）においては、地域脱炭素に資する事業を行う事業者等に対する資金供給や支援対象となる事業活動に対する助言等を積極的に行うとともに、地域共生を重視する支援基準に基づき、地方公共団体を始めとする地域の関係主体と連携しながら、地方創生に資するような案件に対し支援を行う。		
対策・施策の実施に関する目標	—		

番号	43	担当府省庁	環境省
部門	分野横断	対策・施策の名称	地域における脱炭素型ライフスタイルへの転換の取組

枝番号	43-1
対策・施策の内容	地域の住民、事業者の脱炭素化に向けた行動変容を促すため、地方公共団体とも連携し、地域の住民や事業者等に対し、取組の内容や経済的・時間的メリットなどの副次的効果を分かりやすく見える化し、具体的な行動変容を促すための取組を進める。
国の施策	地域の住民、事業者の脱炭素化に向けた行動変容を促すため、地方公共団体とも連携し、地域の住民や事業者等に対し、取組の内容や経済的・時間的メリットなどの副次的効果を分かりやすく見える化し、具体的な行動変容を促すための取組を進める。
地方公共団体が実施することが期待される施策例	—
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	地域における脱炭素型ライフスタイルへの転換の取組
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	地方公共団体が主導する地域脱炭素の取組と連携しつつ、脱炭素につながる豊かな暮らしを後押しする「デコ活」を推進する。 地方公共団体の関係部局（環境部局や消費者行政部局等）の連携による消費者向け施策を推進する。エコスクールの推進により、学校施設を環境教育の教材として活用する。地域の住民や事業者等の理解及び行動変容を促すため、多様な主体が参加するフォーラム等を各地方環境事務所単位の地域ブロックで開催する。加えて、2025年日本国際博覧会等の機会を捉えて、地域脱炭素の取組がもたらす地域や住民へのメリットを国内外に発信する。
対策・施策の実施に関する目標	—

番号	44	担当府省庁	環境省
部門	分野横断	対策・施策の名称	ルールのイノベーション（制度的対応等）

枝番号	44-1
対策・施策の内容	導入に時間を要し、多様な主体が関わる再生可能エネルギー開発や住宅・建築物・インフラの更新の推進に当たっては、支援措置に加え、制度改革等により、実効性を確保する。
国の施策	導入に時間を要し、多様な主体が関わる再生可能エネルギー開発や住宅・建築物・インフラの更新の推進に当たっては、支援措置に加え、制度改革等により、実効性を確保する。
地方公共団体が実施することが期待される施策例	—
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	地域脱炭素化促進事業制度、環境影響評価制度、地域共生型の地熱開発等の推進、建築物省エネ法、太陽光発電設備が適正にリユース・リサイクル・廃棄されるための制度、グリーン購入法
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	（地域共生・裨益型の地域脱炭素の加速化のための制度的対応） 地球温暖化対策推進法に基づく促進区域の設定、地域脱炭素化促進事業制度の活用に関する誘導措置やインセンティブ強化等の地方創生に貢献する地域脱炭素を推進するための制度的対応を検討する。また、地域エネルギー会社による地域共生型・地域裨益型で地方創生に資する再生可能エネルギーの導入拡大や地産地消を推進する仕組みについて検討する。 （風力発電の特性に合った環境アセスメントの最適化等による風力発電促進） 洋上風力発電事業について、国が海洋環境等の保全の観点から調査を行った上で促進区域等を指定するとともに、これに相当する事業者の環境影響評価手続の一部を適用除外とする仕組みについて検討し、適正な環境配慮を確保しつつ円滑な事業の実施を促進する。また、環境影響に係る予測の不確実性に対応する観点から、国と事業者の役割分担のもと、工事中及び稼働中のモニタリングを実施するとともに、追加的な環境保全措置の検討や、科学的知見の充実を図り、後続事業のより適正な環境配慮の確保を可能とする取組を進める。陸上風力発電事業についても、事業特性を踏まえた効果的・効率的な環境影響評価の実施を図るため必要な措置を講じる。 （地域共生型の地熱開発等の推進） 温泉事業者等の地域の不安を解消するため、連続温泉モニタリングによるデータの集約、適切な管理・評価、公開の仕組みの構築に向けた実証事業等の科学データの収集・調査を実施し、自然環境保全と両立し地域と共生した取組を促進すること、円滑な地域調整による案件開発を加速化する。なお、これらの取組を含む「地熱開発加速化プラン」（令和3年4月27日環境省発表）において、10年以上の地熱開発までのリードタイムを2年短縮し、最短8年まで短くするとともに、2030年までに全国の地熱発電施設数（自然公園区域外を含む。）を約60施設（2021年3月時点）から倍増させることを目指す。加えて、地熱開発加速化パッケージ（令和6年11月経済産業省・環境省）を踏まえ、政府自ら地熱資源の調査（噴気試験を含む。）を行うことで事業者の開発リスク・コストの低減を図るとともに、経済産業省、環境省等の関係機関が、地域の理解醸成のために伴走型支援を実施する等、自然環境や温泉事業者への配慮を前提とした地熱開発を促進する。 （住宅・建築物分野の対策強化に向けた制度的対応） 住宅を含む省エネルギー基準適合義務付け等の規制措置の強化等の対策強化を実行する。また、戸建住宅に係る住宅トップランナー基準として、太陽光発電設備の設置に係る目標を設定する。加えて、一部地方公共団体による新築住宅への太陽光発電設置義務化条例を始めとする建築物への太陽光発電設備の設置促進の取組について、関係省庁が連携して知見の共有を図る。 （太陽光発電設備のリサイクルを促進するための制度的対応） 2030年代後半以降に排出量が顕著に増加すると想定される太陽光発電設備について、適正なリユース・リサイクル・廃棄が確実に行われるようにするために、義務的リサイクル制度の活用を含め引渡し及び引取りが確実に実施されるための新たな制度の構築に向けて検討を進める。

	（グリーン購入法の枠組みを活用した先端的な製品・サービスの需要創出） GX の進捗に伴う新たな技術開発や普及の進展により更なる環境負荷低減が見込まれる製品等の先端的な製品・サービスをまずより高い環境性能の基準（基準値 1）に適切に位置付け、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り調達を推進する方針を示すことで、公共調達の分野でも需要拡大を促進する。
対策・施策の実施 に関する目標	—

番号	45	担当府省庁	外務省、経済産業省、環境省、文部科学省
部門	国際	対策・施策 の名称	パリ協定に関する対応
枝番号	45-1		
対策・施策の内容	・パリ協定で盛り込まれたNDCの5年ごとの提出・更新のサイクル、目標の実施・達成における進捗に関する透明性向上を目的とした2年毎の報告・レビュー等への着実な対応を行う。さらに、パリ協定の実施に向けて、締約国会合における議論に積極的に貢献していく。 ・各国の目標の実施・達成に資するGOSATシリーズや陸域観測技術衛星2号「だいち2号」(ALOS-2)、先進レーダ衛星「だいち4号」(ALOS-4)等の最新の科学的データや知見を提供する。 ・国際的レビューへの参加、気候技術センター・ネットワーク(CTCN)等への参加・協力などを通じた貢献を積極的に行う。		
国の施策	パリ協定の目的を達成するためには、主要排出国を含む全ての国が野心的な目標を定め、排出削減に取り組み、その進捗について透明性が確保されることが、求められる。 このため、我が国としてもパリ協定で盛り込まれたNDCの5年ごとの提出・更新のサイクル、目標の実施・達成における進捗に関する透明性向上を目的とした2年毎の報告・レビュー等への着実な対応を行う。その際、各国の目標の実施・達成に資するGOSATシリーズや陸域観測技術衛星2号「だいち2号」(ALOS-2)等の最新の科学的データや知見を提供する。さらに、パリ協定の実施に向けて、引き続き締約国会合における議論に積極的に貢献していく。また、グローバルサウス諸国等がパリ協定を適切に履行するための協力、国際的レビューへの参加、気候技術センター・ネットワーク(CTCN)等への参加・協力などを通じた貢献を積極的に行う。		
地方公共団体が実施することが期待される施策例	—		
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	①国連気候変動枠組条約、京都議定書、パリ協定及び関連する決定の実施 ②国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)・京都議定書締約国会合(CMP)・パリ協定締約国会合(CMA)等における交渉 ③気候変動関連の非公式会合への参加 ④UNFCCC及びパリ協定における国際レビューへの参加 ⑤気候技術センター・ネットワーク(CTCN)及び技術執行委員会(TEC)との連携 ⑥適応委員会(AC)との連携 ⑦人工衛星を活用した最新の科学的データや知見の提供		
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	①NDCの5年ごとの提出・更新のサイクル、目標の実施・達成における進捗に関する報告・レビュー等の実施。 ②COP、CMP、CMA及び補助機関会合(SB)等への参加を通じた、世界全体でのGHG削減に向けた交渉。 ③コペンハーゲン気候閣僚会合、ペータースベルク気候対話、EU・中国・カナダ主催気候行動に関する閣僚会合(MOCA)等の気候変動関連の非公式会合に参加。 ④UNFCCC及びパリ協定並びに関連する決定等に基づき、各国の提出するGHGインベントリ・隔年透明性報告書(BTR: Biennial Transparency Report)・隔年更新報告書(BUR: Biennial Update Report)・国別報告書(National Communication)等のレビュープロセスに参加。 ⑤UNFCCCの下で技術メカニズムであるCTCN、TECに対して拠出し、途上国における低炭素技術の移転、普及を進める。 ⑥UNFCCC及びパリ協定の下で適応に関する議論を行う適応委員会(AC)へ、専門家をオブザーバーとして派遣。また、ACや途上国での適応の実施に資する活動への任意拠出により、適応に関する技術的な知見の整備に貢献。 ⑦人工衛星による地球観測データについて、国内外の研究機関等の関連機関に対し、データ提供を行う。		
対策・施策の実施に関する目標	—		

番号	46	担当府省庁	経済産業省、環境省、外務省
部門	国際	対策・施策 の名称	世界の温室効果ガスの削減に向けた貢献

枝番号	46-1
対策・施策の内容	1.5℃目標の達成に向けては、一国だけでなく世界全体で取組を進めていくことが極めて重要である。こうした考えから、我が国は、世界の脱炭素化を牽引する国際的リーダーシップを発揮するとともに、国際的な地球温暖化対策を進めるため、世界全体での排出削減等につながる取組も積極的に推進していく。この際、これまで築いてきた信頼関係やアジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）の枠組み等を基礎として、各国で脱炭素市場の創出・人材育成・制度構築等の更なる環境整備を進めること等により、環境性能の高い技術・製品等のビジネス主導の国際展開を促進し、特にアジア地域において、国際的な排出削減・吸収に貢献する。
国の施策	政策・制度構築や脱炭素技術の普及等においても、パリ協定の目指すネット・ゼロ実現への貢献が期待されており、我が国は、国際協調の下、世界の脱炭素化を牽引する国際的リーダーシップを発揮する。 この観点から、我が国の強みを一層活かし、相手国のニーズを深く理解した上で、二酸化炭素排出削減に資するあらゆる選択肢の提案やパリ協定の目標達成に向けた長期戦略など脱炭素化に向けた政策の策定支援のほか、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）の枠組み等を基礎として、各国で脱炭素市場の創出・人材育成・制度構築等の更なる環境整備を進め、官民連携して環境性能の高い技術・製品等の国際展開を図り、世界の排出削減に最大限貢献する。この際、世界が直面している社会変革を大きな成長市場・チャンスと捉え、JCMの活用を含む環境インフラの海外展開を一層戦略的かつ強力に促進し、我が国と世界の持続可能な成長へ繋げていく。 また、2019年のASEAN+3エネルギー大臣プロセスにおいて設立されたCEFIA（Cleaner Energy Future Initiative for ASEAN）等の取組を通じて、官民連携によるエネルギー分野での低炭素技術導入及び関連する制度構築、トランジション・ファイナンスの推進等を促進する。加えて、「環境インフラ海外展開プラットフォーム」（JPRSI）を通じて、官民連携の下、ビジネスマッチングの機会創出、個別プロジェクトへの資金アクセス支援等を実施する。 気候変動緩和だけではなく、気候変動に対するレジリエンス強化、廃棄物処理、大気汚染、フロン対策等のその他の環境課題や社会課題も同時改善・解決を目指すシナジー型のプロジェクトの普及・拡大を図る。経団連は「経団連カーボンニュートラル行動計画」において「国際貢献の推進」を柱の一つとして掲げ、各業種・企業における主体的かつ積極的な取組みとして、上流から下流までグローバルに張り巡らされたバリューチェーン全体を通じて、温室効果ガス削減貢献を推進してきた。引き続き、産業界は、各業種が脱炭素製品・サービス等の海外展開やグローバル・バリューチェーンを通じた温室効果ガス削減貢献、業種の事業分野に応じた取組による削減貢献を示していくこと等を通じて世界全体の排出削減に積極的に取り組む。 また、我が国が官民連携して積極的な役割を果たしていく世界の温室効果ガスの削減に向けた貢献については、その透明性を高め、国際的な理解を促進するために見える化を目指す。 （アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）） 脱炭素化、経済成長、エネルギー安全保障の同時実現及び各国の事情を踏まえた多様な道筋によるネット・ゼロを目指し、AZECの取組を実行していく。具体的には、2024年10月の第2回AZEC首脳会合で採択された「今後10年のためのアクションプラン」に沿って、個別のプロジェクトに加えて、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）に設置されたアジア・ゼロエミッションセンター等を活用したルール形成等を含む政策協調を進める。また、「今後10年のためのアクションプラン」に基づき、①脱炭素化に資する活動を促進するルール形成等の「AZECソリューション」の推進、②排出量の多い電力・運輸・産業分野の脱炭素化に関するロードマップ策定等のイニシアティブの始動、③個別プロジェクトの更なる組成と実施を図っていく。こうした取組を通じ、アジアをはじめとする世界の脱炭素化と社会課題の解決に貢献するとともにフォローアップを図っていく。

	(二国間クレジット制度(JCM)の推進) 相手国のニーズを深く理解した上で、優れた脱炭素技術等の普及等を通じて排出削減・吸収を実施することは、相手国のみならず我が国も含めた双方の脱炭素社会への移行、経済と環境の好循環に貢献することができる。 このため、脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国のNDCの達成に活用するため、JCMを構築・実施していく。 このようなJCMを活用した緩和対策促進に向けて、第一に、プロジェクト開発ソーシングの領域・規模・ルート等の拡大に取り組む。分野・領域について、制度開始以来多数の案件を稼働させている省エネ・再エネ・廃棄物分野に加え、農業・泥炭地管理などの非エネ排出削減、CCS、さらに削減のみならずGHG除去など幅広い分野・領域へと拡大を図るとともに、特に、削減ポテンシャルの大きい案件の発掘・形成に優先的に取り組む。そのためにも、政府資金によるプロジェクト支援と併せて、民間資金を中心とするJCMプロジェクトについても、官民の幅広い関係機関等とも連携しつつ、国も技術面やMRVなども積極的に支援し、拡大・加速させる。パートナー国についても、削減ポテンシャル等も加味しつつ、戦略的に新規開拓を進める。 第二に、担い手となる政府関係者・事業者等の能力向上に取り組む。具体的には、パリ協定6条実施パートナーシップ(A6IP)等を通じたパートナー国の理解増進や事務能力向上の支援や、我が国民間企業によるパリ協定第6条及びそのガイダンスの趣旨(環境十全性など)への認識の醸成、AZECやG7等の国際枠組みを通じたカーボンマーケットに関する知見や経験の共有に取り組む。 第三に、事業運営の効率性の向上や必要な体制・インフラの整備に取り組む。具体的には、改正地球温暖化対策推進法に基づき指定実施機関を立ち上げ、プロジェクト管理及びパートナー国との各種ガイドラインや規則等の改定や合同委員会等によるクレジット化手続に係る運営実施の効率と実効性を高める。これを通じて、JCMの実施体制の強化を図り、世界におけるさらなる温室効果ガスの排出削減・吸収を進める。関連して、クレジット発行量や口座開設者の増大を見据え、セキュリティを十分に確保し強靱で利便性の高い登録簿システムの整備を進める。 なお、パリ協定第6条に沿った協力的アプローチとして、パートナー国の一部は2030年までを期間として実施中であることから、2031年以降にどのように国際緩和協力アプローチを継続強化していくべきか、検討調整を行い、関係事業者等の予見性を確保できるよう、できるだけ早期に見通しを立てることを目指す。
地方公共団体が実施することが期待される施策例	—
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	・ CEFIA ・ AZEC ・ JCM
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	(CEFIA) ①ASEANのニーズを踏まえながら、官民連携によるエネルギー分野での低炭素技術導入プロジェクト(フラッグシッププロジェクト)を更に推進し、国際金融機関やASEAN地場銀行と協力して低炭素技術への資金動員に取り組む。 ②CEFIA 官民フォーラムを通じて、ASEAN の官民関係者とともに、フラッグシッププロジェクトの推進、低炭素技術への資金動員、起業家育成といった分野横断的な取組について更なる連携強化を図る。 (AZEC) ①脱炭素化に資する活動を促進するルール形成等の「AZECソリューション」の推進 ②排出量の多い電力・運輸・産業の脱炭素化に関するロードマップ策定等の「セクター別イニシアティブ」の始動 ③個別プロジェクトの更なる組成 (JCM) ①プロジェクト開発ソーシングの領域・規模・ルート等の拡大に取り組む。 ②担い手となる政府関係者・事業者等の能力向上に取り組む。 ③事業運営の効率性の向上や必要な体制・インフラの整備に取り組む。
対策・施策の実施に関する目標	官民連携で2040年度までの累積で、2億t-CO2程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。

番号	47	担当府省庁	環境省
部門	国際	対策・施策 の名称	相手国の政策・制度構築
枝番号	47-1		
対策・施策の内容	①二国間環境政策対話の実施 ②アジア太平洋統合評価モデル（AIM）による長期戦略策定支援及びNDC改訂支援の実施 ③アジアにおける温室効果ガスインベントリ整備に関するワークショップ（WGIA）の開催 ④コ・イノベーションのための透明性パートナーシップ（PaSTI）の活用 ⑤その他透明性支援		
国の施策	相手国において環境性能の高い技術・製品等が導入され排出削減を進めるためには、相手国と高い野心を共有し、導入を後押しする政策・制度、相手国においてそれらを適切に評価されるための仕組みと透明性向上が必要である。このため、相手国への政策提言や我が国の経験の共有を行うほか、アジア太平洋統合評価モデル（AIM）による長期戦略策定支援やNDC改訂支援、アジアにおける温室効果ガスインベントリ整備に関するワークショップ（WGIA）やコ・イノベーションのための透明性パートナーシップ（PaSTI）等を通じた温室効果ガスインベントリの精度向上及び温室効果ガス排出量の算定報告や気候関連情報開示に係る制度構築、隔年透明性報告書（BTR）作成に係る二国間支援、必要な人材育成に係る協力等を支援し、相手国の野心の向上や脱炭素に向けた取組の強化に貢献する。		
地方公共団体が実施することが期待される施策例	—		
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	①二国間環境政策対話 ②長期戦略策定支援及びNDC改訂支援 ③アジアにおける温室効果ガスインベントリ整備に関するワークショップ（WGIA） ④コ・イノベーションのための透明性パートナーシップ（PaSTI） ⑤その他透明性支援（インベントリ二国間支援、13条相互学習支援）		
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	①新興国・途上国における温室効果ガス削減等の環境改善を目的として、環境政策対話等を実施していく。 ②1.5度目標を含むパリ協定の目標達成に向けた脱炭素移行支援の一環として、AIMを活用したシナリオ策定や長期戦略策定に向けた支援を、対象国を広げながら引き続き実施していく。 ③アジア地域の協力関係を促進し地域諸国の温室効果ガスインベントリの制度を向上させることを目的として、アジアにおける温室効果ガスインベントリ整備に関するワークショップ（WGIA）を引き続き開催し、参加国の透明性に関わる能力向上支援とネットワークの更なる強化を図る。 ④PaSTIの取組を通じて、新興国・途上国の民間セクターにおける温室効果ガス排出量の算定・報告や気候変動情報開示に係る制度の構築支援、必要な人材育成に係る協力等を引き続き実施する。 ⑤BTR作成やインベントリ作成支援を通じ、世界のパリ協定13条に基づく透明性向上に貢献する。		
対策・施策の実施に関する目標	—		

番号	48	担当府省庁	環境省
部門	国際	対策・施策の名称	国際ルール作りの主導
枝番号	48-1		
対策・施策の内容	・各国・地域の産業別エネルギー消費効率の「見える化」を進めるためのデータ整備 ・鉄鋼のエネルギー使用量評価の国際標準化 ・グリーン建材の省エネルギー性能の国際標準化 ・市場メカニズムを活用するための適切な国際ルールの構築及びその実施 ・国際海事機関（IMO）における国際的な枠組みの策定の主導 ・国際民間航空機関（ICAO）における二酸化炭素排出削減の議論の主導		
国の施策	世界全体で脱炭素に向けた技術・製品を普及するための国際標準の策定など国際ルールづくり等を主導的に進める。 具体的には、世界規模での省エネルギーの加速に向け、各国・地域の産業別エネルギー消費効率の「見える化」を進めるためのデータ整備や、鉄鋼のエネルギー使用量評価やグリーン建材の省エネルギー性能、一般的な温室効果ガス排出測定などの評価方法等の国際標準化を進める。 我が国が主導して構築してきたJCMIについては、パリ協定を含む国際ルールに沿って環境十全性の確保及び二重計上の防止を行う。JCMの構築及び実施を通じた経験を踏まえ、パリ協定第6条（市場メカニズム）に関する国際的な議論に参加し、市場メカニズムを活用するための適切な国際ルールの構築及びその実施を通じた改善を主導する。 さらに、海運・造船主要国である我が国として、国際海事機関（IMO）において世界的に合意された国際海運分野の温室効果ガス削減目標に貢献するとともに、我が国における技術開発の推進とIMOにおける国際的な枠組みの策定の主導を通じて、国際海運の脱炭素化に貢献する。また、国際民間航空機関（ICAO）における二酸化炭素排出削減の議論を主導し、国際航空からの排出削減へ貢献する。		
地方公共団体が実施することが期待される施策例	—		
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	①鉄鋼のエネルギー使用量評価の国際標準化 ②グリーン建材の省エネルギー性能の国際標準化 ③パリ協定6条実施パートナーシップ ④IMOを通じた国際交通からの排出削減への貢献 ⑤国際民間航空機関（ICAO）における二酸化炭素排出削減の議論の主導		
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	①製鉄所における総合的な省エネルギー対策のガイドラインに関する国際標準化提案を行い、国際規格開発を進める。 ②・木材・プラスチック再生複合材の物性試験方法に関する国際規格発行に向け、国際標準化機構における議論を進める。 ・遮熱塗料の熱性能評価に関する国際標準化提案を行い、国際規格開発を進める。 ④我が国の提案する野心的な目標「2050年までにGHG排出ゼロ」が世界共通の目標として合意を得られるよう、各国と連携し交渉を主導する。 ⑤第41回ICAO総会で採択された長期目標の実現に向けたICAOの取り組みへ積極的に参画するとともに、持続可能な航空燃料に関する国際会合において野心的な成果が得られるよう、有志国を中心に各国との調整を行う。		
対策・施策の実施に関する目標	—		

番号	49	担当府省庁	環境省
部門	国際	対策・施策 の名称	都市等の取組の推進

枝番号	49-1
対策・施策の内容	①「脱炭素社会実現のための都市間連携事業」の推進 ②クリーン・シティ・パートナーシップ・プログラム（C2P2）の推進
国の施策	公的機関、民間企業、研究機関、NGOなど多様なアクターとの共同・共創、とりわけコミュニティに直結する活動を行うなど地域の脱炭素化に重要な役割を担う地方公共団体を含む都市の関係主体が国際的に連携することは、地球規模の脱炭素社会を構築する上で非常に有効なアプローチである。脱炭素社会実現のための都市間連携事業（C3P）やJICAクリーン・シティ・イニシアティブ（JCCI）、これらの関連する取組の連携を図るクリーン・シティ・パートナーシップ・プログラム（C2P2）等を通じて、都市の関係主体が国際的に対話や発信を行う機会を一層拡大し、日本と海外の国との都市間の連携を支援するとともに、より多くの都市が都市間連携に参画できるよう国内関係者間の情報共有、ネットワーキング、相互学習等に取り組む。これにより、国と地方の連携した取組のモデルとして、地域脱炭素の先進的な取組を世界に広げ、世界で「脱炭素ドミノ」の輪を広げていくことに貢献する。
地方公共団体が実施することが期待される施策例	—
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	①-1 脱炭素社会実現のための都市間連携事業 ①-2 都市間連携セミナー ②クリーン・シティ・パートナーシップ・プログラム（C2P2）
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	①-1：日本の研究機関・民間企業・大学等が、日本の自治体及び途上国のパートナー都市と連携し、脱炭素社会形成に関する案件の発掘・形成調査や、制度構築支援、人材育成などの協力事業をパッケージで展開するもの ①-2：都市間連携事業に参画する日本自治体、途上国のパートナー都市等が参加し、好事例の共有や相互学習を行うもの ②世界の都市が直面する今日的課題に多角的に対処することを目的として、環境省が2023年2月にJICA とともに立ち上げたプログラム。日本の自治体、民間企業、金融機関等の参画を得て、国際開発金融機関（MDBs）等とも連携しながら、パートナー都市における気候変動、環境汚染、循環経済、自然再興を含む都市課題に対して包括的かつ相乗的な支援を提供している。
対策・施策の実施に関する目標	—

番号	50	担当府省庁	経済産業省
部門	国際	対策・施策 の名称	二酸化炭素排出削減に貢献するエネルギーインフラの海外展開

枝番号	50-1
対策・施策の内容	・再生可能エネルギーや水素等に加え、CCUS／カーボンリサイクルなど化石燃料の脱炭素化に必要なイノベーションを実現することが不可欠であり、我が国として、そのための技術の開発と普及、知見の共有等を国際的な連携の中でリーダーシップをとって進めていくことで、世界に貢献する。 ・併せて、脱炭素社会の実現に向けて、相手国のニーズに応じ、二酸化炭素排出削減に資するあらゆる選択肢を提示し、イノベーションの成果の普及に積極的に取り組む。 ・海外におけるエネルギーインフラ輸出を、パリ協定の長期目標と整合的に世界の二酸化炭素排出削減に貢献するために推進する。特に、再生可能エネルギーについては、世界における再生可能エネルギーに対する需要拡大も踏まえ、相手国の状況に合った再生可能エネルギーの利用を推進するとともに、再生可能エネルギー水素の導入及びその流通等を支援することで、各国における再生可能エネルギーの導入ポテンシャル向上に貢献する。
国の施策	世界のエネルギーアクセス改善と脱炭素社会の実現という、世界規模の2つの大きな課題への対応を真に両立させるためには、脱炭素電源や水素等に加え、CCUS／カーボンリサイクルなど化石燃料の脱炭素化に必要なイノベーションを実現することが不可欠であり、我が国として、そのための技術の開発と普及、知見の共有等を国際的な連携の中でリーダーシップをとって進めていくことで、世界に貢献する。 あわせて、脱炭素社会の実現に向けて、相手国のニーズに応じ、二酸化炭素排出削減に資するあらゆる選択肢を提示し、イノベーションの成果の普及に積極的に取り組む。 以上を念頭に、海外におけるエネルギーインフラ輸出を、パリ協定の長期目標と整合的に世界の二酸化炭素排出削減に貢献するために推進する。特に、再生可能エネルギーについては、世界における再生可能エネルギーに対する需要拡大も踏まえ、相手国の状況に合った再生可能エネルギーの導入や、それを活用した水素の導入及び流通を図るプロジェクトの更なる組成と実施を図り、各国における再生可能エネルギーの導入ポテンシャル向上に貢献する。 なお、石炭火力発電の輸出については、2021年6月のG7コーンウォール・サミットにおける首脳コミュニケに基づき、政府開発援助、輸出金融、投資、金融・貿易促進支援等を通じた、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電への政府による新規の国際的な直接支援を2021年末までに終了した。
地方公共団体が実施することが期待される施策例	—
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	【融資】 (経済産業省) 環境イノベーション保険、LEADイニシアティブ 【技術開発】 (経済産業省) CCUS／カーボンリサイクル技術の開発 【普及啓発】 CCUS／カーボンリサイクルの海外展開推進事業

対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	【融資】 （経済産業省） 国内企業が国内金融機関から海外事業（サプライチェーン強靱化、脱炭素（GX）、スタートアップの海外展開等、に資する事業が対象）に必要な資金の融資を受ける場合に、当該金融機関に対してNEXIが融資保険を提供可能とするべく省令改正を実施。（2023年6月2日公布・7月1日施行済。）当該施策を通じた支援により、脱炭素（GX）に資する事業をはじめとする日本企業の海外事業を後押しする。 【技術開発】 （経済産業省） 日本の先進的なエネルギー技術・システムを活かした海外における実証を通じて、実証技術の普及に結びつけ、国内外のエネルギー転換・脱炭素化に貢献。 【普及啓発】 国際連携を強化しつつ、社会実装に向けた技術開発・実用化に取り組む。
対策・施策の実施に関する目標	—

番号	51	担当府省庁	外務省、経済産業省、環境省
部門	国際	対策・施策 の名称	グリーン冷媒技術・製品等の国際展開

枝番号	51-1
対策・施策の内容	モントリオール議定書多数国間基金への拠出を通じて資金協力及び技術協力支援を行う。
国の施策	モントリオール議定書多数国間基金への拠出を通じて資金協力及び技術協力支援を行う。
地方公共団体が実施することが期待される施策例	—
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	モントリオール議定書多数国間基金への拠出を通じた資金協力及び技術協力支援
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	モントリオール議定書多数国間基金への拠出を通じて資金協力及び技術協力支援を行う。
対策・施策の実施に関する目標	—

番号	52	担当府省庁	農林水産省
部門	国際	対策・施策の名称	農林水産分野における気候変動対策の国際展開

枝番号	52-1
対策・施策の内容	我が国の優れた農林水産分野における脱炭素技術を、国際機関との連携や、JCM等を通じて海外に展開し、温室効果ガスの世界全体での排出削減に貢献する。
国の施策	・農地土壌炭素貯留技術等の脱炭素技術を海外へ展開 ・森林減少・劣化対策、植林活動の推進等の気候変動対策を海外へ普及
地方公共団体が実施することが期待される施策例	—
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	・二国間クレジット制度（JCM） ・バイオエネルギー及び副産物利用による循環可能性分析事業
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	・2050年ネット・ゼロの実現に貢献するため、我が国の民間企業等が途上国での森林プロジェクトに参入するために必要な環境の整備を図ることにより、民間事業者による森林の保全・再生の取組を推進。 ・世界の多様な農産物残渣を資源として有効に活用するための情報を収集し、カーボンニュートラル達成に貢献できる技術の可能性について調査を行う。
対策・施策の実施に関する目標	—

番号	53	担当府省庁	外務省、財務省、環境省
部門	国際	対策・施策の名称	公的資金の効果的な活用と民間資金の動員拡大

枝番号	53-1
対策・施策の内容	・資金については、政府開発援助（ODA）、ODA以外の政府資金（OOF）等に限らず、気候変動支援のための資金（気候資金）の拡大に取り組む。我が国は、世界全体での抜本的な排出削減に貢献するため、2021年6月のG7コーンウォール・サミットにおいて、2021年から2025年までの5年間で官民合わせて6.5兆円相当の気候変動支援を実施することを表明した。併せて、2021年のCOP26において岸田総理（当時）から前述の資金コミットメントに加え、最大で100億ドル規模の追加支援を行う用意があること、適応支援を倍増し、約148億ドルの支援を行うことを表明した。このような資金支援のコミットメントを通して、引き続き、パリ協定の下で求められている気候資金の供与を誠実に行う。 ・緑の気候基金（GCF）及び地球環境ファシリティ（GEF）の効果的・効率的運営に積極的に関与し、受益国の資金へのアクセスを向上させるとともに、我が国や受益国の企業がGCFやGEFのプロジェクトに参加し、資金メカニズムやプロジェクトサイクル等に係る理解の促進や実施機関とのネットワーク構築を進める。
国の施策	資金については、政府開発援助（ODA）、ODA以外の政府資金（OOF）等に限らず、気候変動に関する支援のための資金（気候資金）の拡大に取り組む。我が国は、世界全体での抜本的な排出削減に貢献するため2021年6月のG7コーンウォール・サミットにおいて、2021年から2025年までの5年間で官民合わせて6.5兆円相当の気候変動支援を実施することを表明した。あわせて、2021年のCOP26において岸田総理（当時）から前述の資金コミットメントに加え、最大で100億ドル規模の追加支援を行う用意があること、適応支援を倍増し、約148億ドルの支援を行うことを表明した。このような資金支援のコミットメントを通して、引き続き、パリ協定の下で求められている気候資金の供与を誠実に行う。 インフラシステム海外展開戦略の下でのインフラ海外展開に当たっては、我が国企業によるインフラに関する取組を政府として更に後押しし、官民が連携して挑戦し、我が国と相手国双方の成長につなげていくとともに世界の脱炭素化に貢献する。 JICAのODAプロジェクトの実施に当たっては、2030年までに400万トン／年の温室効果ガス排出削減を実現し、全新規事業のパリ協定整合を目指すとともに、2030年以降も手を緩めることなく持続的かつ強靱な国際社会の構築に貢献する。あわせて、引き続き、環境社会配慮ガイドライン等に基づき、温室効果ガス排出量及び排出削減量の評価を行う。 また、緑の気候基金（GCF）及び地球環境ファシリティ（GEF）の効果的・効率的運営に積極的に関与し、相手国の資金へのアクセスを向上させるとともに、我が国や相手国の企業がGCFやGEFのプロジェクトに参加し、資金メカニズムやプロジェクトサイクル等に係る理解の促進や実施機関とのネットワーク構築を進める。 さらに、国際協力銀行（JBIC）やJICAに加え、世界銀行、アジア開発銀行、欧州復興開発銀行等の国際開発金融機関等とも連携を一層推進して、国際的な支援規模の拡大と相手国における脱炭素プロジェクト形成への国内外の資金の活用を促進する。 これらの公的資金を効果的にレバレッジとして活用し、民間資金の活用を促すリスク低減のファイナンスやグリーンボンドのサムライ債等の活用など、民間投資を促進する。
地方公共団体が実施することが期待される施策例	—
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	①緑の気候基金（GCF）を通じた気候変動対策支援 ②地球環境ファシリティ（GEF）を通じた気候変動対策支援
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	①年3回開催される緑の気候基金（GCF）理事会に参加し、支援事業の承認や関連政策の策定、基金の運営に引き続き貢献していく。 ②年2回開催される地球環境ファシリティ（GEF）評議会及び増資交渉において、主要拠出国としての影響力を維持し、信託基金運営や活動政策の策定等に引き続き貢献していく。
対策・施策の実施に関する目標	—

番号	54	担当府省庁	農林水産省
部門	国際	対策・施策の名称	森林減少・劣化に由来する排出の削減等への対応
枝番号	54-1		
対策・施策の内容	・我が国の知見や技術をいかしつつ、官民連携も含め、途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減等（REDD+）を積極的に推進し、森林分野における排出の削減及び吸収の確保に貢献する。 ・違法伐採を抑止することで途上国の持続可能な森林経営を支援し、森林減少の抑制に貢献する。 ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用に関する国際協力を推進するとともに、持続可能な森林経営と木材利用の促進に向けた取組を支援する。		
国の施策	・森林保全、持続可能な森林経営、森林炭素蓄積の強化を含めたREDD+の積極的な推進 ・「JICA-JAXA熱帯林早期警戒システム」サービス等を通じた、途上国の持続可能な森林資源管理の支援 ・合法伐採木材等の流通及び利用に関する国際協力の推進 ・持続可能な森林経営と木材利用の促進に向けた取組支援		
地方公共団体が実施することが期待される施策例	—		
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	（林野庁） ・JCM森林案件 ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 ・国際熱帯木材機関（ITTO）や国連食糧農業機関（FAO）等を通じた支援 （環境省） ・森林等の吸収源対策に関する国内基盤整備事業費 （関係省庁等） ・森から世界を変えるプラットフォーム ・人工衛星による地球観測データの提供		
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	（林野庁） ・2050年ネット・ゼロの実現に貢献するため、我が国の民間企業等が途上国での森林プロジェクトに参加するために必要な環境の整備を図ることにより、民間事業者による森林の保全・再生の取組を推進。 ・熱帯林の保全と脱炭素社会の実現に貢献するため、国際熱帯木材機関（ITTO）を通じ、地球規模課題と地域ニーズを最適化する持続可能な森林経営の実践及び持続可能な木材利用の推進体制の構築を支援。 ・世界の森林の保全と脱炭素社会の実現に貢献するため、国連森林フォーラム（UNFF）、国連食糧農業機関（FAO）及び関心国と連携し、持続可能な森林経営と木材利用を促進する取組を支援。 （環境省） ・REDD+の技術面・政策面の国際的な進捗動向について、情報の整理・分析を実施。またそのような情報を今後の我が国の取組みや国際交渉等で活用するため、関係省庁等及び専門家によるタスクフォースを開催し、我が国のREDD+活動の貢献について検討。 （関係省庁等） ・国際協力機構（JICA）及び森林総合研究所が事務局を務め、森林イベントの情報共有やセミナーの開催等を通じて、開発途上国や民間企業等の森林保全活動を推進。 ・人工衛星による地球観測データの提供を通じ、途上国の持続可能な森林経営資源管理を支援。		
対策・施策の実施に関する目標	—		

番号	55	担当府省庁	外務省、経済産業省、国土交通省、環境省
部門	国際	対策・施策 の名称	世界各国及び国際機関との協調的施策

枝番号	55-1
対策・施策の内容	・我が国は、今般G7コーンウォール・サミットにおいて表明した2021年から2025年までの5年間においても、2020年までと同様の高い水準、すなわち5年間で官民合わせて6.5兆円相当の支援を実施し、そのうち適応分野の支援の強化を実施していく。加えてその後、2021年11月のCOP26世界リーダーズ・サミットにおいて、今後5年間で官民合わせて最大100億ドルの追加支援を行う用意があることを表明した。 ・緑の気候基金（GCF）について、拠出資金の効果的な活用を引き続き図っていく。 ・アジア太平洋地域を中心に環境協力覚書の締結や専門家の派遣等も含め、我が国が蓄えてきた経験、知見、教訓や対策技術に立脚した二国間の環境協力を一層推進する。 ・ASEAN+3や日中韓三カ国環境大臣会合、東アジア首脳会議（EAS）環境大臣会合等、地域の政策的な枠組を通じた環境協力を積極的に実施する。 ・地球温暖化問題解決に貢献するイノベーションの加速のために世界の産学官を集めたInnovation for Cool Earth Forum(ICEF)を主催する。 ・2012年2月に米国等のイニシアティブにより立ち上がった短寿命気候汚染物質（SLCPs）に関する国際パートナーシップ（CCAC）に拠出し、メンバー国の一員として気候変動対策と大気汚染防止のコベネフィットが期待できるSLCPs削減対策に積極的に貢献していく。 ・G7・G20サミット等での多国間での議論を通じた気候変動問題に関する国際的な世論喚起や合意事項の国内実施を積極的に行っていく。 ・経済協力開発機構（OECD）での地球温暖化対策に関する検討、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）を通じた再生可能エネルギー導入拡大・水素利活用促進への貢献及び国際民間航空機関（ICAO）・国際海事機関（IMO）を通じた国際交通からの排出削減への貢献、生物多様性条約COP15での昆明・モントリオール生物多様性枠組の採択を契機とした気候変動対策と生物多様性保全のシナジーを図るなど、国際機関との連携を一層推進する。

国の施策	世界の排出削減への最大限に貢献する観点から、我が国は世界各国や国際機関との協調にこれまでも積極的に取り組んできている。 また、これまで我が国が拠出しているGCFについても、2023年に新たに最大1650億円の拠出を表明し、我が国が決定している拠出額は、総額最大42億ドルに上る。こうした拠出資金の効果的な活用を引き続き図っていく。 二国間の環境協力については、環境協力覚書の締結や専門家の派遣等も含め、我が国が蓄えてきた経験、知見、教訓や対策技術に立脚したものを一層推進する。 日中韓三カ国環境大臣会合や日ASEAN、ASEAN+3、EAS環境大臣会合、小島嶼開発途上国（SIDS）における脱炭素フォーラム等をはじめ、地域の政策的な枠組みを通じた環境協力も積極的に実施する。 さらに、地域等の壁を越えた国際的なネットワークや国際機関等を巻き込んだ様々な主体との連携は、世界全体における温室効果ガスの排出削減のために不可欠である。その取組の一環として、気候変動問題解決に貢献するイノベーションの加速のために世界の産官学を集めたInnovation for Cool Earth Forum（ICEF）を主催する。 また、メタン、フロンなどの短寿命気候汚染物質（SLCPs）については、2012年2月に米国等のイニシアティブによりSLCPs削減のための気候と大気浄化のパートナーシップ（CCAC）が立ち上がった。我が国もメンバー国として、SLCPs削減対策について積極的に貢献していく。さらにメタンについては、米国とEUのイニシアティブの下、2021年のCOP26においてグローバル・メタン・プレッジ（GMP）が発足した。この取組は、世界全体で2030年までに2020年比で30%のメタン排出削減を目指すものであり、我が国も、国内でメタンの排出削減に成功した取組を優良事例として各国に共有する等の観点から、発足当初からこの取組に参加している。 G7交通大臣会合等における合意等に基づき、海運・港湾分野については、ライフサイクル全体で低・ゼロエMISSIONの燃料及び技術が導入された航路であるグリーン海運回廊の実現を通じて、国内外の海運や港湾の関係者の連携を図り、両分野の脱炭素化を加速していく。加えて、我が国のみならず世界の港湾の脱炭素化に貢献していくため、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素・アンモニア等の受入環境の整備等を図るカーボンニュートラルポート（CNP）の取組の国際展開を推進していく。具体的には、アジア・ゼロエMISSION共同体（AZEC）の協力枠組みにおける各種イニシアティブや、日ASEAN交通連携におけるASEAN諸国向け「カーボンニュートラルポート（CNP）の形成に向けたガイドライン」策定プロジェクト等を通じ、各国におけるCNPの形成を促進していく。 加えて、G7・G20サミット等での多国間での議論を通じた気候変動問題に関する国際的な世論喚起や合意事項の国内実施の積極的推進、経済協力開発機構（OECD）での地球温暖化対策に関する検討、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）を通じた再生可能エネルギー導入拡大・水素利活用促進への貢献及びICAO・IMOを通じた国際交通からの排出削減への貢献、生物多様性条約第15回締約国会議で採択された「昆明・モンリオール生物多様性枠組」を踏まえた気候変動対策と生物多様性保全の統合的な対応など、国際機関との連携を一層推進する。
地方公共団体が実施することが期待される施策例	—
対策・施策を進めるために必要な技術・制度の名称	①GCFを通じた気候変動対策支援 ②地域の政策的な枠組み：日ASEAN気候環境戦略プログラム（SPACE） ③適応に関する協力：アジア太平洋適応ネットワーク（APAN） ④Innovation for Cool Earth Forum（ICEF） ⑤短寿命気候汚染物質（SLCPs）削減対策：CCAC ⑥G7・G20等を通じた連携 ⑦IRENAとの協力による人材育成等 ⑧ICAOを通じた国際交通からの排出削減への貢献 ⑨IMOを通じた国際交通からの排出削減への貢献

対策・施策を進めるために必要な技術・制度の内容	①年3回開催されるGCF理事会に参加し、支援事業の承認や関連政策の策定、基金の運営に引き続き貢献していく。 ②日ASEAN気候環境戦略プログラム（SPACE）を通じ、気候変動、生物多様性の損失、汚染という3つの世界的危機にASEANと協力して対処していく。 ③世界適応ネットワークアジア太平洋地域等事業拠出金（ODA）を通じ、地域における適応に係る情報・知識の共有を通じた途上国の人材育成、適応対応の支援を行うネットワークに拠出を行い、国際的な適応能力の向上に貢献。 ④地球温暖化問題を解決する鍵は「イノベーション」であるという認識のもと、地球温暖化問題解決に資するイノベーションを促進するため、世界の産官学のリーダーが議論するための知のプラットフォームとして、ICEF年次総会を開催。 ⑤SLCPsに関する国際パートナーシップであるCCACに国連環境計画（UNEP）を通じて拠出すると共に、CCACの活動、特に冷凍空調部門や廃棄物分野での国際的なSLCPs削減への支援等を通じて気候変動対策と大気汚染防止のコベネフィット実現に貢献する。 ⑥我が国の気候変動対策の取組を発信するとともに、他の国々と連携して気候変動に係る議論の進展に積極的に貢献する。 ⑦国際機関と協働したセミナー等での技術の紹介や検討、我が国の政策・制度・事例の紹介、プロジェクト提案書作成を想定した演習等を実施。 ⑧ICA0の能力構築プログラムを通じて支援を行うとともに、関連会議に参加し、他の国々と連携して航空脱炭素に係る議論の進展に積極的に貢献する。 ⑨IMOの会議に参加し、他の国々と連携して国際海運からの温室効果ガス排出削減のためのルール策定等の議論の進展に積極的に貢献する。
対策・施策の実施に関する目標	—